



新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成31年3月
株式会社グッドスピード



1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式565,675千円（見込額）の募集及び株式99,825千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成31年3月22日に東海財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。
したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。
なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。
2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社グッドスピード
愛知県名古屋市東区泉二丁目28番23号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

ミッション

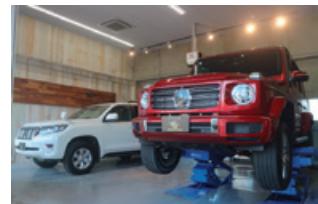


すべての人に感謝・感動・感激を与える続ける伝道師でありたい

当社は、「気持ちに勝るものはない」を経営理念として、中古車販売並びに安心・快適・楽しいカーライフの提供を通じて「すべての人に感謝・感動・感激を与える続ける伝道師でありたい」をミッションに掲げ、その具現化を目指し、SUV・4WDに特化した中古車販売及びその附帯事業を東海エリアにて展開しております。

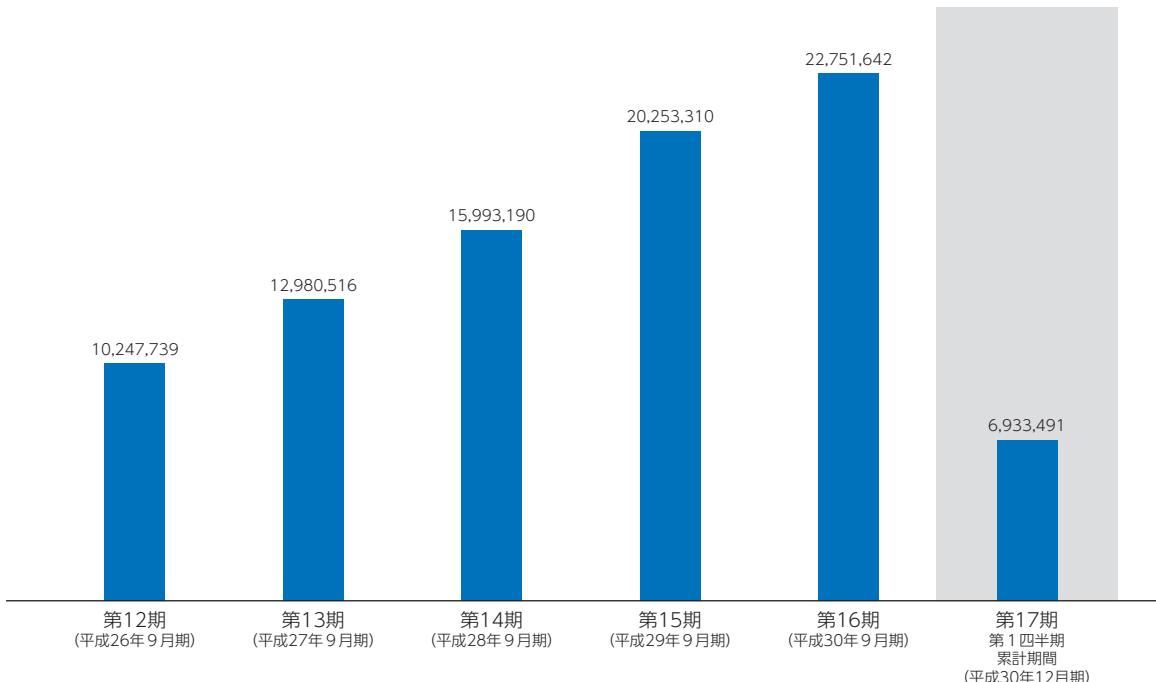
事業の概要

当社は、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであります。中古車販売、自動車買取、整備・钣金、保険代理店及びレンタカーのサービスを提供しております。



売上高の推移

(単位：千円)



事業所・店舗の状況 平成31年2月末時点



提供する主なサービス ● 中古車販売 ● 自動車買取 ● 整備・钣金 ● 保険代理店 ● レンタカー



グッドスピード プレミアム名古屋本店



グッドスピード MEGA SUV春日井店



グッドスピード MEGA 大垣店



グッドスピード
中川・港SUV専門店



グッドスピード
緑SUV専門店



グッドスピード
小牧ミニバン・ハイエース専門店



グッドスピード
春日井ミニバン専門店



グッドスピード
安城SUV専門店



グッドスピード
豊橋SUV専門店



グッドスピード
岐阜SUV専門店



グッドスピード
四日市SUV専門店



グッドスピード
四日市ミニバン専門店



グッドスピード
浜松SUV専門店



グッドスピード
大府有松インター買取専門店



SPORT名古屋アメ車専門店



SPORT岡崎輸入車専門店



SPORT三重MINI専門店



UNITED MINICARS



グッドスピード
中川BPセンター



グッドスピード
春日井BPセンター



マツハ車検名古屋守山店

サービス別 概況

(1) 中古車販売

中古車販売関連

中古車販売のMEGA専門店、国産車専門店、輸入車専門店を展開しております。顧客のライフスタイルに合った車を提供することを目的として、取扱車種を絞ることにより専門性の高い店舗作りと人材教育を進めております。創業以来SUV（スポーツ・ユーティリティ・ビークル／Sports Utility Vehicleの頭文字を取った自動車の形態のひとつ。スポーツ多目的車。）・4WD専門中古車販売店、及び輸入中古車販売店として蓄積してきたブランドイメージを武器として、高年式、低走行の絞り込んだ車種に特化した専門店展開を進めてまいりました。

出店方針といたしましては、東海エリア内におけるドミナント方式の出店形態により、積極的に事業展開

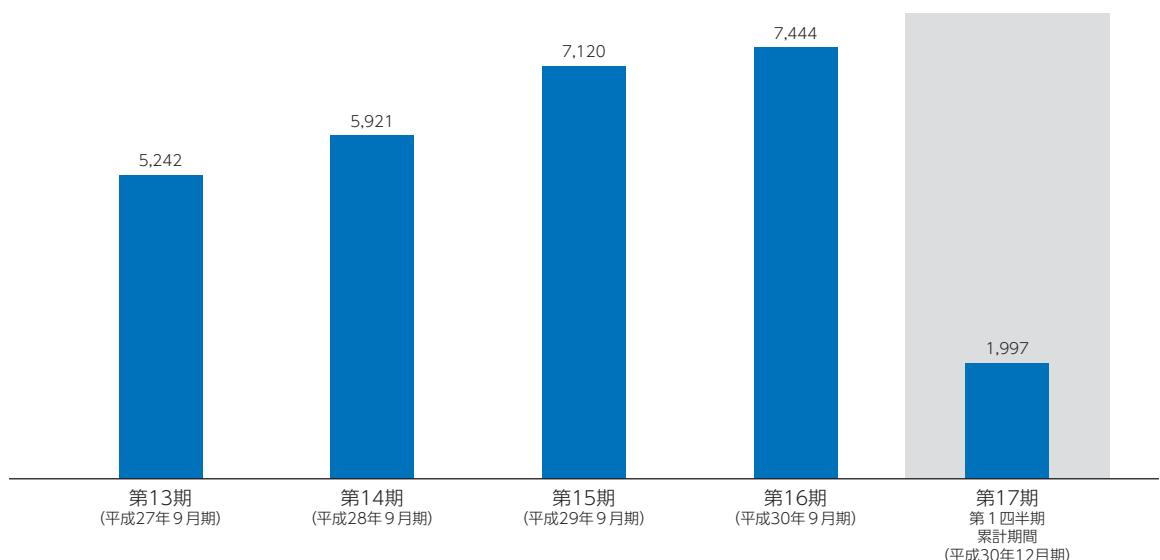


を進めています。集客は新聞折り込みチラシ等の媒体を積極的に活用している他、インターネットやテレビ・ラジオCMによる広告を活用することにより、商圏エリアをより広げる取り組みも行っております。なお、平成31年2月末現在、MEGA専門店2店舗、国産車専門店11店舗、輸入車専門店4店舗、買取専門店1店舗を東海4県（愛知県・岐阜県・三重県・静岡県）で展開しております。



小売販売台数の推移

(単位：台)



(2) 自動車買取 中古車販売関連

顧客の当社店舗への持ち込みによる店頭買取の他、複数の企業が運営する一括買取査定サイト経由で当社へアクセスした自動車買取希望顧客に対する出張買取を行っております。

自動車買取を展開していくことで、買取車両のうち当社の取扱ラインナップ車種は当社の店頭在庫として、オートオークションに依存しない店頭販売に寄与する仕入ルートの開拓強化を図っております。当社の取扱ラインナップでない車両は、オートオークション会場へ出品することで当社売上へ寄与することが可能であります。今後も当社にとって重要な事業と位置付け、積極的な資本投入を考えております。



(3) 整備・钣金 附帯サービス関連



販売した車両の整備や車検等のサービスを展開しております。ほとんどの販売店に整備工場を併設しており、整備工場を併設していない販売店についても、近隣店舗の整備工場や外注先にて整備を行い、車検整備の獲得件数増を実現しております。また、販売店は休日に顧客が集中するため、販売と整備を分離することにより、サービス向上、業務効率化を図っております。更に、钣金を専門に行うBPセンター（ボディー＆ペインティング／Body & Paintingのこと。車両の钣金塗装を行う。）の展開を平成25年に開始し、より安心安全な車両利用が可能になるよう、充実したサポート体制の強化を図っております。

(4) 保険代理店 附帯サービス関連

損害保険会社の代理店業務のサービスを展開しております。中古車販売の各店舗において、当社取扱車両の販売に際して、自動車保険を提案し、自動車保険の新規獲得を行っております。また販売後のアフターケアとして、社内に専門部署を設置し、保険契約継続率向上のため、サポート体制の強化を図っております。



(5) レンタカー 附帯サービス関連



車両の貸出サービスを提供しております。サービス提供の目的としては、新たな収益の柱を作ること、顧客のレンタカー利用体験を動機として車両販売に繋げること、レンタカー車両として利用した後、当社在庫車両へ転換するという仕入ルートの開拓であります。現在のレンタカー顧客は、一般顧客及び当社が代理店契約をしている損害保険会社であり、主に事故発生時のレンタカーとしてご利用頂いております。

当社の強み

(1)専門性の特化



中古車販売店は、SUV、ミニバン、輸入車のように、店舗ごとの取扱車種を絞り、各店舗に大型駐車場を用意し、常時1,500台以上の中古車両を抱えてクルマ選びをサポートしております。これにより、営業一人ひとりが豊富な専門知識を持つことができ、顧客が安心して購入できる豊富な提案を実現しております。

(4)カーライフのトータルサポート

当社では、中古車の販売だけではなく、自動車保険の加入、車検・整備のアフターサービス、マイカーリース、下取、買取、レンタカーなど、顧客のカーライフをトータルでサポートできるサービス展開を行っております。具体的には下表のサポート商品があります。

商品名	内容
車検・整備	店舗に併設されたピットには、国家資格保有整備士・検査員を配置。認証工場13店舗、うち6店舗が指定工場。
鍍金・塗装	BPセンターによる、車両の傷及び凹みの鍍金・塗装。
オートローン	店頭申込可能なオートローンにより、面倒もない簡単な手続きで申請可能。
GSプレミアムレンタカー	全て新車もしくは2年内の好条件の中古車によるレンタカー。ナビ・バックカメラ・ETC標準装備。気になる入った車両はそのまま購入可能。
事故受付	事故受付から車両の引取・修理・保険金請求手続きまで一貫対応。代車常時100台、土日対応可能。
自動車保険	買取（店頭・出張）、特に、小売再販が可能なSUVは高価買取を実現。

(7)サービスファクトリーの併設



買う時も買った後も顧客に安心してカーライフを送って頂けるよう、ほとんどの店舗に充実した設備の整備ピットを併設しております。多くの国家資格保有整備士が常駐し、納車前の点検をはじめ、車検や定期点検、カーナビゲーション取り付けやボディーコーティング、カーケーリングなど常時対応しております。また、高機能・高品質な設備・機材を多数取り揃え、幅広い整備メニューも提供しております。中部運輸局指定工場も保有し、充実した設備と国家資格保有整備士の高い技術力で安心＆リーズナブルな車検対応を行うことが可能であります。

(2)ドミナント出店戦略



店舗展開はドミナント出店戦略を基本としております。専門性に特化した店舗作りとの相乗効果により、特定のジャンルにおいて圧倒的な在庫台数を保持することができ、特にSUVは東海エリア最大級の在庫数と車種で豊富な品揃えを実現しております。

(3)快適・清潔な店舗作り



従来の中古車販売店のイメージを覆すような、洗練された明るいショールームをコンセプトに、取扱車種に合わせたデザイン性の高い店舗作りを行っております。また、ショールームにはキッズスペースを設置するなど、ファミリー層にも心地よくご来店頂ける店舗作りを進めております。

(5)独自基準の仕入体制



全国のオートオークション会場や自動車販売業者から、当社の基準を満たす品質の確かな車両を仕入れております。具体的には、毎日のように開催されるオートオークションにおいて、当社は修復歴のない専門店として、高品質な車両を逃さず仕入れるため専門部署を設け、安定した供給を行なうだけでなく顧客のニーズにマッチした優良車両をご提供できるよう努めております。

更に、当社独自基準のもと、車両の買取、下取も強化し、直接販売により高品質車両をより安くご提供できる環境作りを進めております。

(6)豊富なオプション

車両販売においては、顧客の多様なニーズに応じられるよう、豊富なオプション商品を取り揃えております。このオプション商品によって、1台当たりの売上高・利益を確保し、同時に車両本体の低価格提供を目指することで、顧客にとって買いややすい金額で販売できるように努めております。

商品名	内容
GS WARRANTY	国産車最長2年間、輸入車最長1年間。中古車販売の保証プログラム。
メンテナンスパック	購入後、オイル交換、オイルエレメント交換などの定期点検のパック商品。
コーティング	耐久性に優れたガラスコーティングの塗布。
カーナビゲーション	豊富なラインナップのカーナビゲーションシステム。
フロアマット	豊富なカラーバリエーションを備えたオリジナルフロアマット。
ETC	ETC車載器。

(8)ファン（顧客）との繋がり



当社では、当社の商品・サービスをご利用頂いた顧客との結びつきを大切にし、当社の「ファン」になって頂くことに強い価値観をもっております。具体的には、顧客の購入後のサポートのひとつとして、イベントを通じて触れ合う機会を数多く設けております。車は移動のための単なるツールではなく、ライフスタイルを彩る要素のひとつでもあり、SUVであればその側面は更に顕著であります。キャンプやスノーボード、登山にサバイバルゲームなど、様々なアウトドアイベントとSUVは繋がりやすく、車を販売して終わりではなく、遊びを通して顧客との接点を増やし、長くお付き合い頂ける関係を築けるように取り組んでおります。

(9)人材育成・採用



当社では、長年培った独自の採用基準により、当社にマッチングし活躍が期待できる人材の採用を行っており、平成30年4月に入社の新卒採用は28名がありました。また入社後は、車両販売、整備、鍛金それぞれに設定した目標を達成することで、チーフや店長、部長へ確実に昇格できる制度を確立しており、モチベーション高く毎日の業務に取り組む社員が多く、計画的な育成を実現しております。

業績等の推移

提出会社の経営指標等

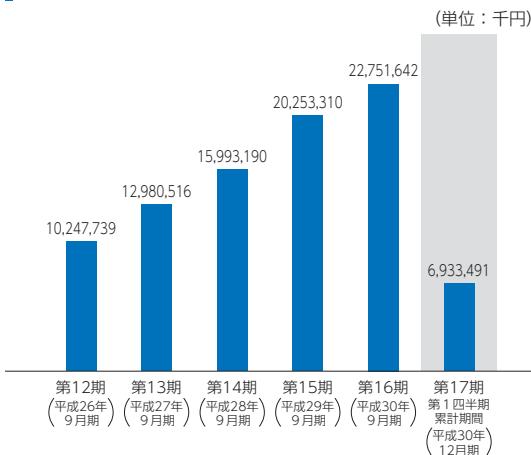
(単位：千円)

回 次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期 第1四半期
決 算 年 月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年9月	平成30年12月
売上高	10,247,739	12,980,516	15,993,190	20,253,310	22,751,642	6,933,491
経常利益	197,354	224,359	133,520	93,201	149,280	71,420
当期(四半期)純利益 又は当期純損失(△)	140,631	109,192	△209,275	76,888	91,281	48,163
持分法を適用した場合の投資利益	-	-	-	-	-	-
資本金	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数(株)	600	600	600	600	6,000	900,000
純資産額	394,046	503,238	274,233	351,122	397,404	436,568
総資産額	3,289,843	6,433,812	7,400,689	7,679,137	9,393,146	9,997,448
1株当たり純資産額(円)	656,743.59	838,730.77	457,056.12	390.14	441.56	-
1株当たり配当額(円) (うち1株当たり中間配当額)	- (-)	- (-)	- (-)	75,000 (-)	1,500 (-)	- (-)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△)(円)	234,385.53	181,987.18	△348,791.86	85.43	101.42	53.52
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	12.0	7.8	3.7	4.6	4.2	4.4
自己資本利益率(%)	44.8	24.3	△53.8	24.6	24.4	-
株価収益率(倍)	-	-	-	-	-	-
配当性向(%)	-	-	-	58.5	9.9	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	432,903	△318,011	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	158,238	△484,892	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	204,122	1,152,580	-
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	-	-	-	1,141,557	1,491,233	-
従業員数(人)	163	183	191	218	256	-

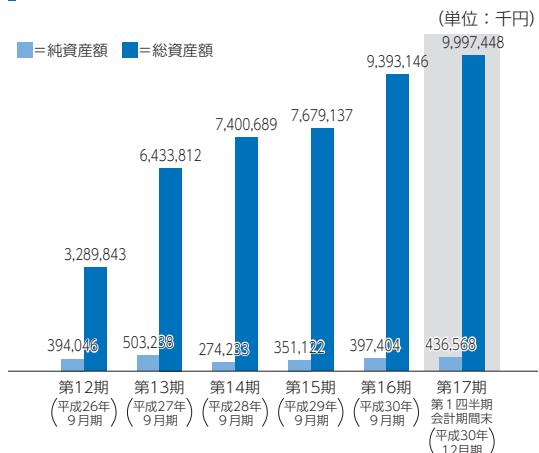
- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。
 4. 1株当たり配当額及び配当性向については、第12期、第13期及び第14期は配当を実施していないため、記載しておりません。
 5. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、第12期、第13期及び第15期は潜在株式が存在しないため記載しております。第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しております。第16期及び第17期第1四半期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しております。
 6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しております。
 7. キャッシュ・フローに係る各項目については、第12期、第13期及び第14期はキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、記載しております。
 8. 第15期及び第16期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人A&A/パートナーズの監査を受けております。また、第17期第1四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人A&A/パートナーズの四半期レビューを受けております。
 なお、第12期、第13期及び第14期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人A&A/パートナーズの監査を受けておりません。
 9. 従業員数は、就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であります。なお、臨時従業員数はその総数が従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。
 10. 当社は、平成30年9月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を、平成30年12月28日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
 11. 当社は、平成30年9月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を、平成30年12月28日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っております。
 そこで、東京証券取引所自主規制法人(現：日本取引所自主規制法人)の引受け担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
 なお、第12期、第13期及び第14期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、監査法人A&A/パートナーズの監査を受けておりません。

回 次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決 算 年 月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年9月
1株当たり純資産額(円)	437.83	559.15	304.70	390.14	441.56
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△)(円)	156.26	121.32	△232.53	85.43	101.42
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)(円)	- (-)	- (-)	- (-)	50 (-)	10 (-)

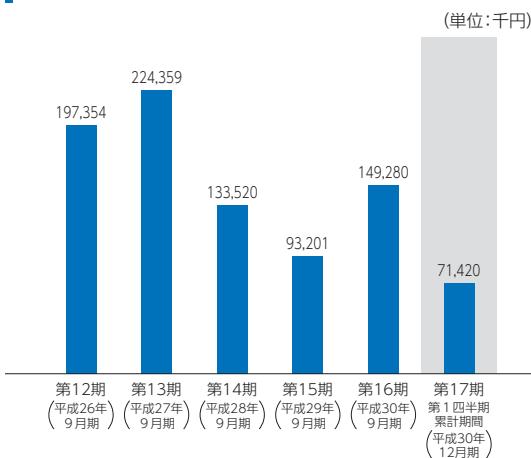
売上高



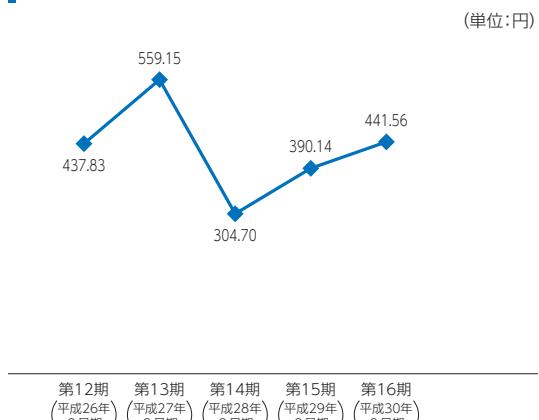
純資産額／総資産額



経常利益

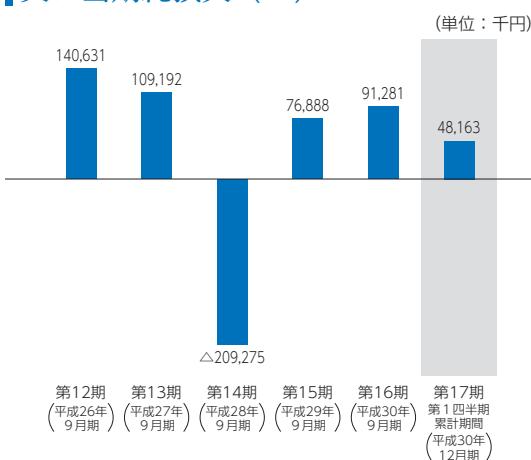


1株当たり純資産額

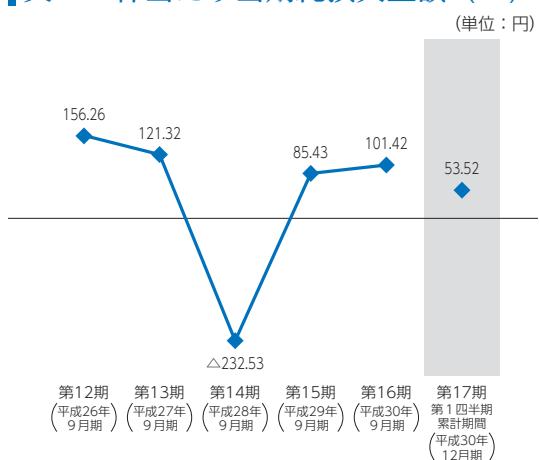


(注) 当社は、平成30年9月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を、平成30年12月28日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っておりましたが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり指標の数値を算定しております。

当期（四半期）純利益 又は当期純損失（△）



1株当たり当期（四半期）純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額（△）



(注) 当社は、平成30年9月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を、平成30年12月28日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っておりましたが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり指標の数値を算定しております。

目次

	頁
表紙	
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	6
2. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	7
募集又は売出しに関する特別記載事項	8
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	10
2. 沿革	12
3. 事業の内容	13
4. 関係会社の状況	17
5. 従業員の状況	17
第2 事業の状況	18
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	18
2. 事業等のリスク	21
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	25
4. 経営上の重要な契約等	30
5. 研究開発活動	30
第3 設備の状況	31
1. 設備投資等の概要	31
2. 主要な設備の状況	32
3. 設備の新設、除却等の計画	33
第4 提出会社の状況	34
1. 株式等の状況	34
2. 自己株式の取得等の状況	39
3. 配当政策	39
4. 株価の推移	39
5. 役員の状況	40
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	41

第5 経理の状況	48
1. 財務諸表等	49
(1) 財務諸表	49
(2) 主な資産及び負債の内容	96
(3) その他	98
第6 提出会社の株式事務の概要	99
第7 提出会社の参考情報	100
1. 提出会社の親会社等の情報	100
2. その他の参考情報	100
第四部 株式公開情報	101
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	101
第2 第三者割当等の概況	102
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	102
2. 取得者の概況	104
3. 取得者の株式等の移動状況	104
第3 株主の状況	105
[監査報告書]	106

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	東海財務局長	
【提出日】	平成31年3月22日	
【会社名】	株式会社グッドスピード	
【英訳名】	GOODSPEED. CO., LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 久統	
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市東区泉二丁目28番23号	
【電話番号】	(052)933-4092 (代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 松井 靖幸	
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市東区泉二丁目28番23号	
【電話番号】	(052)933-4092 (代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 松井 靖幸	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 売出金額 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	565,675,000円 99,825,000円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	550,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成31年3月22日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成31年4月5日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、平成31年3月22日開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式82,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
 なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成31年4月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成31年4月5日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	550,000	565,675,000	306,130,000
計（総発行株式）	550,000	565,675,000	306,130,000

（注） 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されています。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額です。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成31年3月22日開催の取締役会決議に基づき、平成31年4月16日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額です。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,210円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は665,500,000円となります。
6. 本募集にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「2 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成31年4月17日(水) 至 平成31年4月22日(月)	未定 (注) 4.	平成31年4月24日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成31年4月5日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成31年4月16日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けにあたり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成31年4月5日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成31年4月16日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成31年3月22日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成31年4月16日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成31年4月25日（木）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成31年4月9日から平成31年4月15日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売にあたりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 名古屋中央支店	愛知県名古屋市中区栄三丁目4番5号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成31年4月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号	未定	
安藤証券株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目23番21号		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
計	—	550,000	—

(注) 1. 平成31年4月5日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日（平成31年4月16日）に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
612, 260, 000	7, 000, 000	605, 260, 000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,210円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないとため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額605, 260千円については、「1 新規発行株式」の(注)4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限91, 839千円と合わせた手取概算額合計上限697, 099千円について、平成31年9月期における新規出店にかかる設備資金750, 000千円のうち既支払額を差引いた残額708, 355千円の一部に充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品にて運用する予定であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	82,500	99,825,000 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 82,500株
計(総売出株式)	—	82,500	99,825,000 —

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しあは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が行う売出しぇあります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少もしくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成31年3月22日開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式82,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、東海東京証券株式会社は、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しうに行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しあも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,210円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成31年 4月17日(水) 至 平成31年 4月22日(月)	100	未定 (注) 1.	東海東京証券 株式会社及び その委託販売 先金融商品取 引業者の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれ同一とし、売出価格決定日（平成31年4月16日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、本募集における株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 東海東京証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、東海東京証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である加藤久統（以下「貸株人」という。）より借り入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成31年3月22日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式82,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 82,500株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 (注) 2.
(4)	払込期日	平成31年5月27日（月）

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成31年4月5日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成31年4月16日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成31年4月25日から平成31年5月22日までの間、貸株人から借り入れる株式の返還をして、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借り入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集に関連して、貸借人である加藤久統並びに当社株主である株式会社A n e 1 aは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成31年10月21日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに關連し、平成31年3月22日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に關し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年9月
売上高 (千円)	10,247,739	12,980,516	15,993,190	20,253,310	22,751,642
経常利益 (千円)	197,354	224,359	133,520	93,201	149,280
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	140,631	109,192	△209,275	76,888	91,281
持分法を適用した場合の投資 利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数 (株)	600	600	600	600	6,000
純資産額 (千円)	394,046	503,238	274,233	351,122	397,404
総資産額 (千円)	3,289,843	6,433,812	7,400,689	7,679,137	9,393,146
1株当たり純資産額 (円)	656,743.59	838,730.77	457,056.12	390.14	441.56
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	75,000 (—)	1,500 (—)
1株当たり当期純利益金額又 は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	234,385.53	181,987.18	△348,791.86	85.43	101.42
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	12.0	7.8	3.7	4.6	4.2
自己資本利益率 (%)	44.8	24.3	△53.8	24.6	24.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	58.5	9.9
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	—	—	—	432,903	△318,011
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	—	—	—	158,238	△484,892
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	—	—	—	204,122	1,152,580
現金及び現金同等物の期末残 高 (千円)	—	—	—	1,141,557	1,491,233
従業員数 (人)	163	183	191	218	256

(注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について

は記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、第12期、第13期及び第14期は配当を実施していないため、記載しておりません。

5. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、第12期、第13期及び第15期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。第14期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、また、1 株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。第16期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. キャッシュ・フローに係る各項目については、第12期、第13期及び第14期はキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、記載しておりません。
8. 第15期及び第16期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人A&Aパートナーズの監査を受けております。
なお、第12期、第13期及び第14期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人A&Aパートナーズの監査を受けておりません。
9. 従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。なお、臨時従業員数はその総数が従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。
10. 当社は、平成30年9月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を、平成30年12月28日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
11. 当社は、平成30年9月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を、平成30年12月28日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第12期、第13期及び第14期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、監査法人A&Aパートナーズの監査を受けておりません。

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年9月
1株当たり純資産額 (円)	437.83	559.15	304.70	390.14	441.56
1株当たり当期純利益金額又は1 株当たり当期純損失金額 (△) (円)	156.26	121.32	△232.53	85.43	101.42
潜在株式調整後 1 株当たり当期純 利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	50 (-)	10 (-)

2 【沿革】

年月	概要
平成14年 8月	当社創業店であるグッドスピード春日井SUV専門店（現 グッドスピード春日井ミニバン専門店）を愛知県春日井市にオープン
平成15年 2月	中古車販売を目的に、資本金300万円で有限会社グッドスピード設立、名古屋市守山区に本社所在地を置く グッドスピード名東・守山SUV専門店（現 グッドスピードプレミアム名古屋本店）を名古屋市守山区にオープン
平成17年 9月	グッドスピード中川・港SUV専門店を名古屋市港区にオープン
平成18年 7月	有限会社グッドスピードを株式会社グッドスピードへ商号変更
平成20年 4月	グッドスピード小牧SUV専門店（現 グッドスピード小牧ミニバン・ハイエース専門店）を愛知県小牧市にオープン
平成21年 8月	グッドスピード安城SUV専門店を愛知県安城市にオープン
平成22年12月	輸入車販売を目的に、インターナショナル店（現 S P O R T名古屋アメ車専門店）を愛知県尾張旭市にオープン
平成23年 7月	車両品質管理・コーティング事業を目的に、子会社として株式会社グッドサービスを設立
平成23年11月	グッドスピード岐阜SUV専門店を岐阜県岐阜市にオープン
平成24年 4月	本社を名古屋市東区に移転
平成24年10月	グッドスピード豊橋SUV専門店を愛知県豊橋市にオープン
平成25年 2月	インターナショナル岡崎ベンツBMW専門店（現 S P O R T岡崎輸入車専門店）を愛知県岡崎市にオープン
平成25年 5月	鍛金・塗装修理部門としてグッドスピード中川B Pセンターを名古屋市中川区にオープン
平成26年 2月	グッドスピード春日井B Pセンターを愛知県春日井市にオープン
平成26年12月	M I N I 販売を目的に、U N I T E D M I N I C A R Sを名古屋市名東区にオープン
平成27年 3月	レンタカー事業を開始
平成27年 7月	グッドスピード四日市SUV専門店を三重県四日市市にオープン グッドスピード浜松SUV専門店を浜松市西区にオープン
平成27年 8月	グッドスピードプレミアム名古屋本店を名古屋市名東区にオープン
平成27年 9月	マッハ車検名古屋守山店を車検専門店として初のフランチャイズ契約で名古屋市守山区にオープン
平成27年12月	マッハ車検四日市小木曽店をグッドスピード四日市SUV専門店に併設
平成28年 4月	S P O R T三重M I N I 専門店を三重県津市にオープン
平成29年 1月	グッドスピード緑SUV専門店を名古屋市緑区にオープン
平成29年 7月	子会社である株式会社グッドサービスを吸収合併
平成29年10月	グッドスピードMEGA SUV春日井店を愛知県春日井市にオープン
平成30年 7月	グッドスピード四日市ミニバン専門店を三重県四日市市にオープン
平成30年12月	グッドスピード大府有松インター買取専門店を愛知県大府市にオープン
平成31年 2月	グッドスピードMEGA 大垣店を岐阜県大垣市にオープン

3 【事業の内容】

当社は、「気持ちに勝るものはない」を経営理念として、中古車販売並びに安心・快適・楽しいカーライフの提供を通じて「すべての人に感謝・感動・感激を与え続ける伝道師でありたい」をミッションに掲げ、その具現化を目指し、自動車販売及びその附帯事業を行っております。

当社は、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであります。中古車販売、自動車買取、整備・钣金、保険代理店及びレンタカーのサービスを提供しております。

なお、当社のサービスの内容、当該サービスに係る位置付け及び系統図は以下のとおりであります。

(1) 中古車販売

中古車販売のMEGA専門店、国産車専門店、輸入車専門店を展開しております。顧客のライフスタイルに合った車を提供することを目的として、取扱車種を絞ることにより専門性の高い店舗作りと人材教育を進めております。創業以来SUV（スポーツ・ユーティリティ・ビークル/Sports Utility Vehicleの頭文字を取った自動車の形態のひとつ。スポーツ多目的車。）・4WD専門中古車販売店、及び輸入中古車販売店として蓄積してきたブランドイメージを武器として、高年式、低走行の絞り込んだ車種に特化した専門店展開を進めてまいりました。

出店方針といたしましては、東海エリア内におけるドミナント方式の出店形態により、積極的に事業展開を進めています。集客は新聞折り込みチラシ等の媒体を積極的に活用している他、インターネットやテレビ・ラジオCMによる広告を活用することにより、商圈エリアをより広げる取り組みも行っております。なお、平成31年2月末現在、MEGA専門店2店舗、国産車専門店11店舗、輸入車専門店4店舗、買取専門店1店舗を東海4県（愛知県・岐阜県・三重県・静岡県）で展開しております。

小売販売台数の推移

	第13期実績 (平成27年9月期)	第14期実績 (平成28年9月期)	第15期実績 (平成29年9月期)	第16期実績 (平成30年9月期)	第17期 第1四半期実績 (平成30年12月期)
小売販売台数(台)	5,242	5,921	7,120	7,444	1,997

(2) 自動車買取

顧客の当社店舗への持ち込みによる店頭買取の他、複数の企業が運営する一括買取査定サイト経由で当社へアクセスした自動車買取希望顧客に対する出張買取を行っております。

自動車買取を展開していくことで、買取車両のうち当社の取扱ラインナップ車種は当社の店頭在庫として、オートオークションに依存しない店頭販売に寄与する仕入ルートの開拓強化を図っております。当社の取扱ラインナップでない車両は、オートオークション会場へ出品することで当社売上へ寄与することが可能であります。今後も当社にとって重要な事業と位置付け、積極的な資本投入を考えております。

(3) 整備・钣金

販売した車両の整備や車検等のサービスを展開しております。ほとんどの販売店に整備工場を併設しており、整備工場を併設していない販売店についても、近隣店舗の整備工場や外注先にて整備を行い、車検整備の獲得件数増を実現しております。また、販売店は休日に顧客が集中するため、販売と整備を分離することにより、サービス向上、業務効率化を図っております。更に、钣金を専門に行うB Pセンター（ボディー&ペイントィング/Body&Paintingのこと。車両の钣金塗装を行う。）の展開を平成25年に開始し、より安心安全な車両利用が可能になるよう、充実したサポート体制の強化を図っております。

(4) 保険代理店

損害保険会社の代理店業務のサービスを展開しております。中古車販売の各店舗において、当社取扱車両の販売に際して、自動車保険を提案し、自動車保険の新規獲得を行っております。また販売後のアフターケアとして、社内に専門部署を設置し、保険契約継続率向上のため、サポート体制の強化を図っております。

(5) レンタカー

車両の貸出サービスを提供しております。サービス提供の目的としては、新たな収益の柱を作ること、顧客のレンタカー利用体験を動機として車両販売に繋げること、レンタカー車両として利用した後、当社在庫車両へ転換するという仕入ルートの開拓であります。現在のレンタカー顧客は、一般顧客及び当社が代理店契約をしている損害保険会社であり、主に事故発生時のレンタカーとしてご利用頂いております。

(6) 当社の強み

①専門性の特化

中古車販売店は、SUV、ミニバン、輸入車のように、店舗ごとの取扱車種を絞り、各店舗に大型駐車場を用意し、常時1,500台以上の在庫車両を抱えてクルマ選びをサポートしております。これにより、営業一人ひとりが豊富な専門知識を持つことができ、顧客が安心して購入できる豊富な提案を実現しております。

②ドミナント出店戦略

店舗展開はドミナント出店戦略を基本としております。専門性に特化した店舗作りとの相乗効果により、特定のジャンルにおいて圧倒的な在庫台数を保持することができ、特にSUVは東海エリア最大級の在庫数と車種で豊富な品揃えを実現しております。

③快適・清潔な店舗作り

従来の中古車販売店のイメージを覆すような、洗練された明るいショールームをコンセプトに、取扱車種に合わせたデザイン性の高い店舗作りを行っております。また、ショールームにはキッズスペースを設置するなど、ファミリー層にも心地よくご来店頂ける店舗作りを進めております。

④カーライフのトータルサポート

当社では、中古車の販売だけではなく、自動車保険の加入、車検・整備のアフターサービス、マイカーリース、下取、買取、レンタカーなど、顧客のカーライフをトータルでサポートできるサービス展開を行っております。具体的には下表のサポート商品があります。

商品名	内容
車検・整備	店舗に併設されたピットには、国家資格保有整備士・検査員を配置。認証工場13店舗、うち6店舗が指定工場。
钣金・塗装	B Pセンターによる、車両の傷及び凹みの钣金・塗装。
オートローン	店頭申込可能なオートローンにより、面倒もなく簡単な手続きで申請可能。
G S プレミアムレンタカー	全て新車もしくは2年以内の好条件の中古車によるレンタカー。ナビ・バックカメラ・E T C標準装備。気に入った車両はそのまま購入可能。
自動車保険	事故受付から車両の引取・修理・保険金請求手続きまで一貫対応。代車常時100台、土日対応可能。
買取（店頭・出張）、下取	特に、小売再販が可能なSUVは高価買取を実現。

⑤独自基準の仕入体制

全国のオートオークション会場や自動車販売業者から、当社の基準を満たす品質の確かな車両を仕入れております。具体的には、毎日のように開催されるオートオークションにおいて、当社は修復歴のない専門店として、高品質な車両を逃さず仕入れるために専門部署を設け、安定した供給を行うだけでなく顧客のニーズにマッチした優良車両をご提供できるよう努めております。

更に、当社独自基準のもと、車両の買取、下取も強化し、直接販売により高品質車両をより安くご提供できる環境作りを進めております。

⑥豊富なオプション

車両販売においては、顧客の多様なニーズに応じられるよう、豊富なオプション商品を取り揃えております。このオプション商品によって、1台当たりの売上高・利益を確保し、同時に車両本体の低価格提供を目指すことで、顧客にとって買いやすい金額で販売できるように努めています。

商品名	内容
G S W A R R A N T Y	国産車最長2年間、輸入車最長1年間。中古車販売の保証プログラム。
メンテナンスパック	購入後、オイル交換、オイルエレメント交換などの定期点検のパック商品。
コーティング	耐久性に優れたガラスコーティングの塗布。
カーナビゲーション	豊富なラインナップのカーナビゲーションシステム。
フロアマット	豊富なカラーバリエーションを備えたオリジナルフロアマット。
E T C	E T C車載器。

⑦サービスファクトリーの併設

買う時も買った後も顧客に安心してカーライフを送って頂けるよう、ほとんどの店舗に充実した設備の整備ピットを併設しております。多くの国家資格保有整備士が常駐し、納車前の点検をはじめ、車検や定期点検、カーナビゲーション取り付けやボディーコーティング、カークリーンなど常時対応しております。また、高機能・高品質な設備・機材を多数取り揃え、幅広い整備メニューも提供しております。中部運輸局指定工場も保有し、充実した設備と国家資格保有整備士の高い技術力で安心&リーズナブルな車検対応を行うことが可能であります。

⑧ファン（顧客）との繋がり

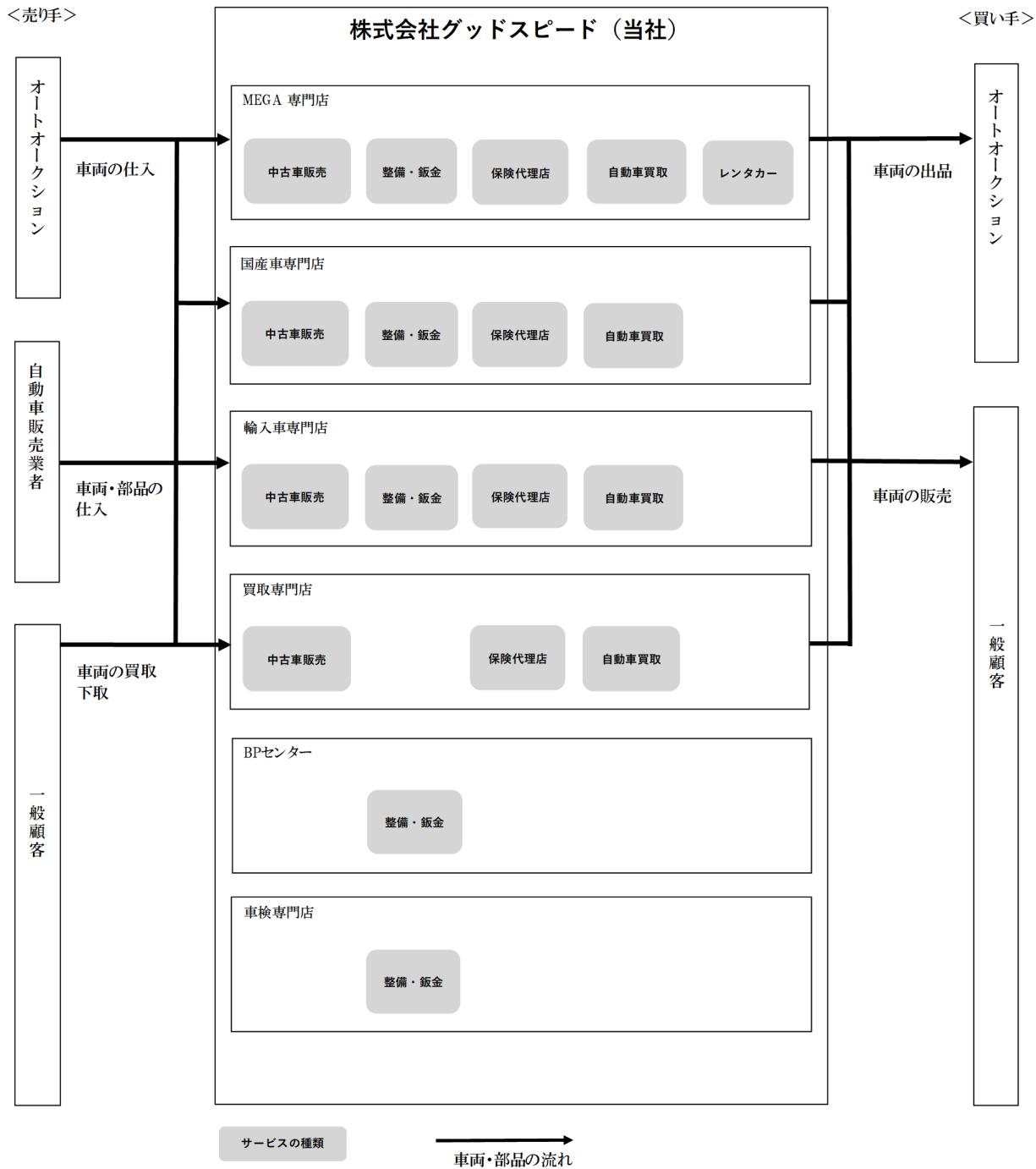
当社では、当社の商品・サービスをご利用頂いた顧客との結びつきを大切にし、当社の「ファン」になって頂くことに強い価値観をもっております。具体的には、顧客の購入後のサポートのひとつとして、イベントを通じて触れ合う機会を数多く設けております。車は移動のための単なるツールではなく、ライフスタイルを彩る要素のひとつでもあり、SUVであればその側面は更に顕著であります。キャンプやスノーボード、登山にサバイバルゲームなど、様々なアウトドアイベントとSUVは繋がりやすく、車を販売して終わりではなく、遊びを通して顧客との接点を増やし、長くお付き合い頂ける関係を築けるように取り組んでおります。

⑨人材育成・採用

当社では、長年培った独自の採用基準により、当社にマッチングし活躍が期待できる人材の採用を行っており、平成30年4月入社の新卒採用は28名でありました。

また入社後は、車両販売、整備、鍛金それぞれに設定した目標を達成することで、チーフや店長、部長へ確実に昇格できる制度を確立しており、モチベーション高く毎日の業務に取り組む社員が多く、計画的な育成を実現しております。

[サービス系統図]



事業所数を示すと以下のとおりであります。

なお、自動車販売及びその附帯事業の单一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

平成31年2月28日現在

サービスの名称	MEGA 専門店	国産車専門店	輸入車専門店	買取専門店	B Pセンター	車検専門店	合計
中古車販売	2	11	4	(1)	—	—	17 (1)
自動車買取	(2)	(11)	(4)	1	—	—	1 (17)
整備・钣金	(1)	(7)	(2)	—	2	1	3 (10)
保険代理店	(2)	(11)	(4)	(1)	—	—	— (18)
レンタカー	(1)	—	—	—	—	—	— (1)
合 計	2 (6)	11 (29)	4 (10)	1 (2)	2	1	21 (47)

事業所で複数のサービスを提供している場合、主要なサービスを実数で表し、附帯するサービスを()外数しております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成31年2月28日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
277	30.6	3.3	3,994

当社は、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントのため、サービスの名称別及び管理部門の従業員数を記載しております。

サービスの名称	従業員数（人）
中古車販売	170
自動車買取	9
整備・钣金	43
保険代理店	7
レンタカー	3
管理部門	45
合計	277

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。なお、臨時従業員数はその総数が従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が最近1年間において、42名増加しましたのは、主として新規出店に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「気持ちに勝るものはない」を経営理念として、中古車販売並びに安心・快適・楽しいカーライフの提供を通じて「すべての人に感謝・感動・感激を与え続ける伝道師でありたい」をミッションに掲げ、その具現化を目指し、SUV・4WDに特化した中古車販売及びその附帯事業を東海エリアにて展開してまいりました。

今後の方針としましては、顧客のニーズに的確に対応することはもとより、SUV・4WD販売の全国展開を将来的には進め、全国の顧客に当社のスローガンを伝えるとともに「SUVといえばグッドスピード」の認知度を向上させていきたいと考えております。顧客から信頼を得られる企業を目指してまいります。

(2) 経営環境及び経営戦略

当社の主軸事業が属する自動車販売業界は、自動車普及率が進み、保有台数が高止まりとなっているうえ、乗用車の平均使用年数は長期化しており、徐々に縮小傾向にあると考えられます。一方で、足元の新車販売台数及び中古車登録台数は、エコカー減税基準厳格化、消費税増税、軽自動車税増税の影響が一巡したこと、回復傾向にあります。また当社の主力ラインナップであるSUVやミニバンの新車販売台数は、拡大基調が続いております。

中古車販売業界は多数乱戦業界であります。全国には約3万店舗の中古車販売店があると言われておりますが、業界大手でも、年間販売台数におけるそのシェアは5%程度であります。今後、大手販売店への集約が進むと予想されており、当社がそのシェアに入り込む余地は大きいと考えております。

このような環境下で当社においては、中期経営計画における中期経営目標として「SUV販売台数日本一」をスローガンに掲げ、その足掛かりを作るため以下の経営戦略の下、事業活動を進めております。

1. 店舗数の拡大

引き続き、中古車販売店の店舗展開を積極的に進めることにより、業績の拡大を推進してまいります。

また、販売チャネルを拡大するため、新規出店は地域特性や競合の状況、店舗の規模等を勘案し、現在展開しているSUV・4WD、ミニバン、輸入車以外の新しいジャンルの専門特化型店舗を展開してまいります。

2. カーライフサポートの拡充

需要が高まりつつあるマイカーリースの販売を本格的に展開し、中古車販売の拡大と同時に、リース契約期間終了後の高年式・低走行の良質な車両を仕入できる機会の増加につなげてまいります。

また、平成30年9月期より開始した出張査定の件数拡大を図るとともに、平成31年9月期に買取専門店を出店することにより、買取機能の強化を行い、買取台数の増加を図ってまいります。これにより、売上高・売上総粗利益の拡大と同時に、高年式・低走行の良質な車両を仕入できる機会の増加につなげてまいります。

現在も中古車の販売だけに留まらず、自動車保険、車検・整備やレンタカーなどお客様のカーライフをトータルサポートできる様々なサービス展開を行っておりますが、更に新しいサービスの拡充を図ってまいります。

3. 来客数の増加

販売促進、広告宣伝の強化によって、既納顧客（当社販売車両を購入した顧客）への営業を強化してまいります。具体的には、平成30年9月期に一新したCRMシステム（顧客管理システム）の活用並びにコールセンターの体制強化を通じて、過去に販売した顧客の再来店（リピート率）を高めてまいります。

また、平成30年9月期にリニューアルした自社在庫検索ページの強化や、他社専門サイトの活用を通じて、ブランドの認知度向上を図ってまいります。

4. 顧客当たりの単価の維持・拡大

カーナビゲーションやセキュリティなどの既存附帯品及び附帯サービスの商品構成の見直しや、新規戦略商品の投入による単価向上により、顧客当たりの価格向上を図ってまいります。

5. 組織体制の強化

人材採用においては、特に新卒採用において積極的な採用活動を推進し、成果の高い実績を積んでおります。

今後も給与体系の見直し、福利厚生の充実、積極的な外国人登用や退職者の再雇用、M&Aなどを通じて採用の強化と離職率の抑制を図ってまいります。

また、主に店舗マニュアルの整備と浸透による店舗運営の標準化、ハイパフォーマー（営業成績優秀者）をロールモデルにした研修などにより、既存社員のスキル・レベルアップを図ってまいります。

加えて、プロモーション・販売促進機能、商品開発機能、資材調達・購買機能、出店戦略機能の強化を図り、業績向上につなげてまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社が展開する中古車販売事業においては、小売車両の販売台数を拡充していくことが重要であると認識しております。

(4) 事業上の対処すべき課題

1. 既存店の収益性向上

当社は国内の中古車販売市場が伸び悩む中、上記「(2) 経営環境及び経営戦略」に記載の経営戦略を推進し、着実に販売台数を拡大してきておりますが、競争が激化するなかで今後も収益を確保し続けるためには、販売シェアを拡大していくことが必要であると認識しております。引き続き車両販売のみならず、附帯商品及びサービスの販売、自動車保険、車検・整備やレンタカーなど、顧客のカーライフをトータルサポートできるサービスの充実を図ることで、既存店の収益性向上に努めてまいります。

2. 新規出店戦略

当社の持続的成長のためには、前記の既存店の収益性向上に加え、新規出店は必要不可欠であります。

新規出店につきましては、マーケティングの強化を行い、今後も計画的に出店を進めていく方針であります。計画的な出店を実現するため、ビジネスモデルを確立・洗練するための取り組みを積極的に行い、また滞りなく出店するための資金を確保するため、金融市場及び金融機関からの資金調達・借入を考えており、中期事業計画に沿って資金計画を綿密に策定し、金融機関とは良好な関係性を維持しつつ実行していく方針であります。将来を踏まえた中古車販売店のモデルとしては、商品保証・整備や商品の品質強化など、同業他社との差別化を図るうえで、顧客に対してのサービスコストはより上昇していくものと考えております。

そのため、既存店で培った当社の強みを活かしつつ、現在展開しているSUV・4WD、ミニバン、輸入車以外の新しい専門店特化型店舗展開の試みも検討に入れながら、全社としてより収益性が高まるよう、店舗開発のローコスト化などに取り組み、収益アップに努める考えであります。

3. 仕入ルートの開拓

当社は、仕入の大半をオートオークション会場からの仕入に依存しております。一般的な中古車流通市場は、新車ディーラーや中古車買取専門店及び中古車買取販売店が消費者から買取をした中古車をオートオークションへ出品します。そのオークションに出品された中古車を中古車小売販売店が落札し、落札できた中古車を消費者へ販売します。当社は、独自の評価基準を充たした車両のみ応札するほか、落札した車両に対しては第三者機関による鑑定を受けることで、良質な車両の確保に努めています。但し、今後販売台数を増やしていく中で、品質及び数量の双方で十分な仕入を確保することが課題と認識しており、オートオークションに依存しない仕入ルートの開拓を検討しております。

4. 人材確保と育成

当社の成長を支える重要な要素として、人材確保と育成は不可欠であります。当社は代表取締役社長が採用活動に積極的に参加し、新卒説明会は可能な限り出席しております。また退職防止のため給与体系・評価制度の見直し、労働環境改善、福利厚生の充実に向けた取り組みなどを積極的に進めています。

C S（顧客満足度）やブランド力向上のためには、商品知識・コミュニケーション能力・営業力を備えた従業員の育成が必要不可欠であります。当社では人材育成にあたって、現場の先輩社員から直接指導を得る実践型の人材教育（O J T）を重視するとともに、授業形式の従業員研修も導入しています。実施研修を重ねることにより、社員が自身の業務内容を把握し、会社の方針を理解した上で、自己成長目標が設定できることを狙いとしています。専門店展開をしていることも、販売スタッフの専門性向上につながっております。

5. 販売後のサポート体制を含めた顧客管理体制の整備

当社は、顧客へのアンケートの実施、専門オペレーターを配属させたコールセンターの体制強化、更に顧客満足度のより高いサービス提供に繋げられるよう、集約した顧客情報を分析する専門部署を設けることにより、顧客との関係性強化を図っております。当社が提供する保証商品は保証期間を1年間から3年間より顧客に選択して頂いており、故障等の車両の受入は当社及び最寄整備工場で受付可能な体制を採っております。またサービス内容は、エンジンやミッション、ブレーキ機構、パワーステアリング機構、エアコン機構など300部位以上の充実した保証体制を整備しております。常に顧客目線でのサービス提供ができるよう、顧客の意見を参考にし、当社で販売する保証商品のサービス内容に磨きをかけるとともに、販売後のサポート体制を充実させることを今後の課題と考えております。

2 【事業等のリスク】

事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下のようないわゆるリスクがあります。

なお、文中の将来に関する事項は本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経済情勢に係るリスク

新車市場および中古車市場は、所得水準、物価水準等の変化に敏感であり、経済情勢に大きな影響を受けます。従って、経済情勢の急激な変化が発生した場合には、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(2) 特定の仕入ルートへの依存について

当社は、販売用車両の仕入れの多くをオートオークション（構成比86.8% 台数ベース 平成30年9月期実績）に依存しておりますが、各オートオークション会場が定める規約を遵守し、継続的な仕入れが行えるよう、業務手続を整備、運用しております。しかしながら、当該規約に抵触し、取引停止等の処分を受けた場合には、車両の仕入れが滞り、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。また、オートオークション会場へと出品される車両が減少し、供給減少による仕入価格の上昇が起こった際、当該上昇分を販売価格に転嫁出来ない場合には、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(3) 仕入ルートの多角化に伴うコスト増加について

当社は、オートオークション会場からの仕入への依存を軽減するため、買取等、仕入ルートの多角化を図っております。しかしながら、買取等による仕入価格がオートオークション会場からの仕入価格を上回る等、仕入ルートの多角化に期待する効果が得られない場合には、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(4) 貸貸物件による店舗展開について

当社は、貸貸物件による店舗展開を基本としており、出店の際には賃貸人に対し、敷金・保証金及び建設協力金の差入れを行っております。しかしながら、賃貸人の財政状態が悪化した場合や当社側の都合により賃貸借契約を中途解約した場合には、契約内容によっては差入保証金等の全部又は一部が返還されない可能性があり、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(5) 人材獲得及び育成について

当社は、顧客にとって満足度の高いサービスを提供する方針の下に、事業の拡大を図っておりますが、その実現のためには継続的に優秀な人材を確保していく必要があると考えております。このため当社では、人員計画を綿密に作成し、人事制度の刷新等を図ることで、魅力的な職場環境の実現並びに適切な採用コストの管理に取り組んでおります。しかしながら、予想以上に人材獲得競争が激化し、期待する優秀な人材を獲得できない、あるいは採用コストが増加する可能性もあり、その場合、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

また、当社は、CS（顧客満足度）やブランド力の維持・向上のためには、人材育成を更に強化していくことも必要であると考えております。従って、教育研修制度の改善に継続的に取り組んでおりますが、充分な知識・技能を持った従業員の育成に時間を要した場合、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(6) 情報管理に係るリスク

当社では、顧客から個人情報を受領する機会があり、その管理について、研修等の啓蒙活動の実施により、役職員の個人情報保護に対する意識の向上に努めております。平成28年12月6日には一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得、また個人情報の具体的な取り扱いについて定めた「個人情報保護規程」を制定しております。情報セキュリティ面でも、アクセス権限を設定し、権限を持つ者以外のシステムへのアクセスを制限する等、情報漏えいを防止するための対策を講じております。しかしながら、このような対策にも関わらず、外部からの不正アクセス及びコンピュータ・ウイルス等の攻撃により、外部への情報漏えいが発生した場合には、当社への社会的信用の著しい低下や損害賠償請求等につながり、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(7) 社会的信用力の低下リスクについて

当社で取り扱う中古車は同型車種であっても前所有者による使用状況や整備状況によって、それぞれ品質が異なります。このような特徴を鑑み、当社では仕入れた中古車の点検整備に細心の注意を払うとともに、購入後のアフターサービスとしての保証にも注力しておりますが、車両の故障等によりクレームが発生することがあります。当社がこのようなクレームに適切に対応できない状況が生じた場合、顧客及び社会からの信頼を失い、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(8) 消費嗜好、生活スタイルの変化に伴うリスクについて

当社が扱う中古車の販売は、消費者の消費嗜好や生活スタイルに大きな影響を受けます。当社では消費者のニーズに的確に対応できるよう専門性の高い店舗の運営を行っておりますが、燃料価格の高騰等により消費者が嗜好する車種が変化した場合、あるいは生活スタイルの急速な変化により自動車そのものに対するニーズに低迷が生じた場合には、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(9) 同業他社との競合について

当社の事業は当社と同じく中古車の販売・買取を手掛ける業者のみならず、自動車メーカー系のディーラー等とも競合が生じることがあります。そのような中、当社では取り扱い車種の選別による専門性の向上、ドミナント方式の店舗展開による地域販売シェアの拡大、更にはアフターサービスの充実等により差別化を図っておりますが、今後更に同業他社との競争が激化した場合、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(10) 有利子負債への依存について

当社は、店舗展開による事業拡大を図っており、新規出店に際しては、金融機関からの借入れを行っております。そのため、有利子負債の残高は年々増加しており、有利子負債依存度も高い水準にあります（下表参照）。

当社では、借入れに際し、取締役会で充分な協議・検討を重ね決議することとしておりますが、今後金融政策の変更等により市中金利に変動が生じた場合には、支払利息の増加等により、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

	平成29年9月末	平成30年9月末
有利子負債残高（千円）	6,052,097	7,309,503
有利子負債依存度（%）	78.8	77.8

(11) 法的規制等について

当社の事業は、古物営業法、道路運送車両法、道路運送法、保険業法等の適用を受けております。当社では、これら法規制を遵守すべく、社内規程等を整備しております、現在のところ取消事由は発生しておりません。

しかしながら、法改正等により新たに取消事由に抵触する事態が生じた場合には、当社の業務運営に支障が生じ、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

なお、当社に関する法規制等は以下のとおりであります。

関連法規制	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	許認可登録番号	有効期限	法令違反の要件及び許認可取消事由
古物営業法	古物商	都道府県 公安委員会	古物商取引の営業許可	第541310400300号 第531010000684号 第551130196500号 第491270003900号	なし	営業の停止及び許可の取消事由については、古物営業法第24条に定められております。
道路運送車両法	自動車分解整備事業の認証	地方運輸局	自動車分解整備事業の運営	三 第199号 三 第659号 愛 第8375号 愛 第8393号 愛 第9134号 愛 第9341号 愛 第9392号 愛 第9478号 岐 第6710号 愛 第9558号 静 第8277号 愛 第9854号 愛 第9931号	なし	運営の停止及び許可の取消事由については、道路運送車両法第93条に定められております。
道路運送車両法	指定自動車整備事業	地方運輸局	指定自動車整備事業の運営	中指 第9383号 中指 第9437号 中指 第9449号 中指 第9456号 中指 第9666号 中指 第9667号	なし	運営の停止及び許可の取消事由については、道路運送車両法第94条に定められております。
道路運送法	自家用自動車有償貸渡許可	地方運輸局	自家用自動車有償貸渡（レンタカー）事業の運営	第938号	なし	運営の停止及び許可の取消事由については、道路運送法第81条に定められております。
保険業法	損害保険代理店登録	地方財務局	損害保険代理店として保険募集業務の運営	20843006339 40EDDA004889	保険代理店毎に設定	運営の停止及び許可の取消事由については、保険業法第279条に定められております。

(12) 出店に係るリスクについて

当社では投資効率が高い用地を主たる出店用地として、建設費用等の出店コストを抑制しております。しかしながら、出店予定地域において、当社の希望する条件の用地が確保できない場合には、出店が遅延または中止、もしくは出店コストが増加することにより、当社の業績及び財政状態に影響が生じる可能性があります。

また、新規出店する店舗へ配属する人員の確保や育成の進捗が著しく遅れた場合には、出店が遅延または中止となることも考えられるため、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(13) 風評リスクについて

当社では、テレビ・ラジオCMやホームページ等のメディアを通じた集客に努めており、各メディアより発信される情報は顧客が当社を利用しようとする重要な判断材料となります。

その一方で、インターネット掲示板等を通じて当社の商品、サービス、役職員に対する悪評、誹謗・中傷等の風説が流布される可能性もあり、このような場合には、それら風説が事実であるか否かに関わらず、顧客の当社への信頼や企業イメージの低下により、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(14) 財務制限条項について

当社の借入金に係る金融機関との契約には、財務制限条項が付されているものがあり、当該条項に抵触し、一括返済が必要となった場合には、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(15) 天候・天災の影響について

当社は東海エリアに店舗展開しており、当該エリアにおいて大雪や台風、地震等、天候・天災による被害が発生した場合、一部または全ての店舗で営業活動を行えなくなる可能性があります。また、被害が一部の店舗に限定された場合でも、当該店舗の営業不可能な状態が長期に及んだ際には、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(16) 季節変動について

当社では、自動車販売業の小売販売が活況となる需要期の2月～3月を含む第2四半期に売上高が増加する傾向があります。

また当社は、SUV・ミニバンなどのレジャー向けの車両が多いことから、ワインターシーズン到来前に需要が高まることと、決算前に販売を強化することから、9月を含む第4四半期も、売上高が偏重する傾向があります。

平成29年9月期	第1四半期 (10～12月期)	第2四半期 (1～3月期)	第3四半期 (4～6月期)	第4四半期 (7～9月期)	年度計
売上高（千円）	4,190,958	5,430,714	4,806,874	5,824,763	20,253,310
構成比（%）	20.7	26.8	23.7	28.8	100.0

平成30年9月期	第1四半期 (10～12月期)	第2四半期 (1～3月期)	第3四半期 (4～6月期)	第4四半期 (7～9月期)	年度計
売上高（千円）	4,814,291	6,147,049	5,546,742	6,243,558	22,751,642
構成比（%）	21.2	27.0	24.4	27.4	100.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 経営成績の状況

第16期事業年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

当事業年度における我が国経済は、世界的な景気拡大の恩恵を受け企業収益の改善が続いており、アメリカの保護主義的な政策や中国等アジア新興国の経済や地政学リスク等の先行きに留意する必要はあるものの、緩やかな回復傾向にあります。

このような環境のなか、中古車業界におきましては、平成29年10月から平成30年9月までの国内中古車登録台数は3,803,123台（前年比98.9%）と前年と同水準の結果となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ）

このような状況の下、当社におきましては、東海地方のドミナント方式による専門店の出店を積極的に進め、平成29年10月に愛知県春日井市に当社最大級で今後のモデル店舗となる「グッドスピードMEGA SUV春日井店」をオープンしました。更に、高品質かつ顧客ニーズにマッチした良質な車両の厳選仕入を行ったことに加え、自動車販売に附帯するサービスを強化し、顧客の車両に関する需要に対し、ワンストップサービスを提供できる体制作りを積極的に進めてまいりました。

その結果、当事業年度における売上高は22,751百万円（前年比12.3%増）、営業利益は200百万円（前年比119.0%増）、経常利益は149百万円（前年比60.2%増）、当期純利益は91百万円（前年比18.7%増）となりました。なお、当社は、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントのため、サービスごとの業績の内容を記載しており、セグメントごとの記載はしておりません。

（自動車販売関連）

春日井市に「グッドスピードMEGA SUV春日井店」1店舗を出店したことにより、当事業年度末の店舗数は16店舗となりました。また、小売販売台数は7,444件（前年比4.6%増）となりました。

高品質かつ顧客ニーズにマッチした良質な車両の厳選仕入を行ったことに加え、「グッドスピードMEGA SUV春日井店」の出店は、当社の知名度が高い東海地方での出店であったことから販売台数は大きく増加し、当事業年度における売上高は21,883百万円（前年比12.0%増）となりました。

（附帯サービス関連）

自動車販売台数の増加に伴い、当事業年度における売上高は867百万円（前年比20.0%増）となりました。

第17期第1四半期累計期間（自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日）

当第1四半期累計期間における我が国経済は、緩やかな回復傾向にあるものの、アメリカの保護主義的な政策や中国等アジア新興国の経済や地政学リスク等の懸念から、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような環境のなか、中古車業界におきましては、平成30年10月から平成30年12月までの国内中古車登録台数は956,064台（前年比103.7%）と前年を上回る結果となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ）

このような状況の下、当社におきましては、東海地方のドミナント方式による専門店の出店を積極的に進め、平成30年12月に愛知県大府市に当社初の自動車買取専門店として「グッドスピード大府有松インター買取専門店」をオープンするなど、自動車買取やレンタカー事業、保険代理店事業を強化し、お客様のお車に関する需要に対し、ワンストップでサービス提供できる体制作りを積極的に進めてまいりました。

その結果、当第1四半期累計期間における売上高は6,933百万円、営業利益は85百万円、経常利益は71百万円、四半期純利益は48百万円となりました。

なお、当社は、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントのため、サービスごとの業績の内容を記載しております、セグメントごとの記載はしておりません。

(自動車販売関連)

大府市に「グッドスピード大府有松インター買取専門店」1店舗を出店したことにより、当第1四半期会計期間末の店舗数は17店舗となりました。また、小売販売台数は1,997件（前年比19.4%増）となりました。

高品質かつ顧客ニーズにマッチした良質な車両の厳選仕入を行ったことに加え、前事業年度に出店した「グッドスピードMEGA SUV春日井店」は、当社の知名度が高い東海地方での出店であったことから販売台数は大きく増加し、当第1四半期累計期間における売上高は6,629百万円となりました。

(附帯サービス関連)

自動車販売台数の増加に伴い、第1四半期累計期間における売上高は304百万円となりました。

② 財政状態の状況

第16期事業年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は6,786百万円で、前事業年度末に比べ1,379百万円増加しております。主な要因は、現金及び預金が358百万円、商品が858百万円および前払金が211百万円増加した一方、売掛金が184百万円減少したことなどによるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は2,606百万円で、前事業年度末に比べ334百万円増加しております。主な要因は、新店舗の出店に伴い有形固定資産が328百万円増加したことなどによるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は6,419百万円で、前事業年度末に比べ1,472百万円増加しております。主な要因は、買掛金が164百万円、短期借入金が1,132百万円および前受金が211百万円増加した一方、1年内返済予定の長期借入金が88百万円減少したことなどによるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は2,576百万円で、前事業年度末に比べ195百万円増加しております。主な要因は、社債が172百万円増加したことなどによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は397百万円で、前事業年度末に比べ46百万円増加しております。主な要因は、繰越利益剰余金が当期純利益の計上に伴い91百万円増加した一方、配当金の支払いが45百万円減少したことなどによるものであります。

第17期第1四半期累計期間（自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日）

(流動資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産の残高は7,003百万円で、前事業年度末に比べ270百万円増加しております。主な要因は、商品が607百万円増加した一方、前払金が343百万円減少したことなどによるものであります。

(固定資産)

当第1四半期会計期間末における固定資産の残高は2,994百万円で、前事業年度末に比べ347百万円増加しております。主な要因は、将来の出店・改裝に伴い土地が162百万円、建設仮勘定が150百万円増加、車両運搬具が52百万円増加したことなどによるものであります。

(流動負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債の残高は6,930百万円で、前事業年度末に比べ511百万円増加しております。主な要因は、短期借入金が534百万円増加したことなどによるものであります。

(固定負債)

当第1四半期会計期間末における固定負債の残高は2,630百万円で、前事業年度末に比べ67百万円増加しております。主な要因は、長期借入金が70百万円増加したことなどによるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産の残高は436百万円で、前事業年度末に比べ39百万円増加しております。要因は、利益剰余金が39百万円増加したことによるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

第16期事業年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ349百万円増加し、1,491百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、使用した資金は318百万円（前年同期は432百万円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純利益149百万円、減価償却費213百万円、前受金及び長期前受金の増加額238百万円、売上債権の減少額184百万円があった一方で、たな資産の増加額858百万円、前払金及び長期前払金の増加額227百万円があつたことなどによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は484百万円（前年同期は158百万円の獲得）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出469百万円があつたことなどによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、獲得した資金は1,152百万円（前年同期は204百万円の獲得）となりました。これは主に、短期借入金の純増加額1,132百万円、長期借入れによる収入790百万円、社債の発行による収入300百万円があつた一方で、長期借入金の返済による支出904百万円があつたことなどによるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注状況

当社の受注状況は、販売実績とほぼ一致しておりますので、受注状況に関しては販売実績の項をご参照ください。

c. 販売実績

第16期事業年度及び第17期第1四半期累計期間における販売実績をサービス別に示すと、次のとおりであります。

サービス別	第16期事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)		第17期第1四半期累計期間 (自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日)
	販売高（百万円）	前年比（%）	販売高（百万円）
自動車販売関連	21,883	+12.0	6,629
附帯サービス関連	867	+20.0	304
合計	22,751	+12.3	6,933

(注) 1. 総販売実績の10%以上を占める販売顧客に該当するものはありません。

2. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントのため、サービス別により記載しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づいて実施しております。その他重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

② 当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績

第16期事業年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

(売上高)

当事業年度における売上高は22,751百万円（前年比12.3%増）となりました。主な要因としては、愛知県春日井市に「グッドスピードMEGA SUV春日井店」1店舗を出店したことにより自動車販売関連の売上が伸びたことによるものです。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度における売上原価は、19,623百万円となりました。これは主に、車両販売が伸びたことにより商品仕入高が増加したことによるものです。この結果、売上総利益は3,128百万円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、2,927百万円となりました。これは主に、事業拡大によって人員が増えたことにより人件費が増加したことによるものです。この結果、営業利益は200百万円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当事業年度における営業外収益は主に受取手数料の計上により44百万円、営業外費用は主に支払利息の計上により95百万円となりました。この結果、経常利益は149百万円となりました。

(当期純利益)

当事業年度における法人税等合計は57百万円となりました。この結果、当期純利益は91百万円となりました。

第17期第1四半期累計期間（自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日）

(売上高)

当第1四半期累計期間における売上高は6,933百万円となりました。主な要因としては、愛知県大府市に「グッドスピード大府有松インター買取専門店」1店舗を出店したことにより自動車販売関連の売上が成長したことによるものです。

(売上原価、売上総利益)

当第1四半期累計期間における売上原価は、6,055百万円となりました。これは主に、車両販売が伸びたことにより商品仕入高が増加したことによるものです。この結果、売上総利益は878百万円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当第1四半期累計期間における販売費及び一般管理費は、792百万円となりました。これは主に、事業拡大によって人員が増えたことにより人件費が増加したことによるものです。この結果、営業利益は85百万円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当第1四半期累計期間における営業外収益は主に保険金収入の計上により9百万円、営業外費用は主に支払利息の計上により22百万円となりました。この結果、経常利益は71百万円となりました。

(四半期純利益)

当第1四半期累計期間における法人税等合計は22百万円となりました。この結果、四半期純利益は48百万円となりました。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因

当社は、前記「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、サービスの性質、コンプライアンス等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。

そのため、当社は常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保し、市場のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行って参ります。

c. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

(キャッシュ・フロー)

第16期事業年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

当社は、財務バランスを意識した経営に努めております。当事業年度における営業活動の結果、使用した資金は318百万円、投資活動の結果、使用した資金は484百万円、財務活動の結果、獲得した資金は1,152百万円となりました。この結果、当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ349百万円増加し、1,491百万円となりました。

当社の資金需要のうち主なものは、事業規模拡大に伴い必要となる運転資金と新規出店に伴う設備投資であります。これらの資金は、主として銀行借入により調達しております。また、取引金融機関との関係も良好であり、資金繰りにつきましても安定した状態を維持しており、当面事業を継続していくうえで十分な流動性を確保しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第16期事業年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

当社では、事業を拡大するために、店舗設備を中心に625百万円の設備投資を実施しました。その主なものは、平成29年10月に出店した「グッドスピードMEGA SUV春日井店」によるものであります。当社は、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第17期第1四半期累計期間（自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日）

当社では、事業を拡大するために、店舗設備を中心に454百万円の設備投資を実施しました。その主なものは、平成30年12月に出店した「グッドスピード大府有松インター買取専門店」と平成31年2月に出店した「グッドスピードMEGA 大垣店」によるものであります。当社は、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしております。

なお、当第1四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社は、国内に16ヶ所の店舗、1ヶ所の車検専門店、2ヶ所のBPセンターを有しております。

以上のうち、主要な設備は、以下のとおりであります。

平成30年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)	
		建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地		その他	合計		
				面積(m ²)	金額				
本社 (名古屋市東区)	本社機能	69,178	46,772	(565.66)	368	31,510	147,830	56 (16)	
プレミアム名古屋本店 (名古屋市名東区)		42,462	-	(2,434.00)	-	2,526	44,989	6 (1)	
中川・港SUV専門店 (名古屋市港区)		42,311	2,181	(2,457.24)	-	1,904	46,398	11 (2)	
春日井ミニバン専門店 (愛知県春日井市)		2,587	-	(3,634.31)	-	922	3,509	8 (1)	
小牧ミニバン・ハイエース専門店 (愛知県小牧市)		24,692	757	(4,037.19)	-	7,034	32,483	13 (3)	
安城SUV専門店 (愛知県安城市)		38,803	2,201	519.31 (864.52)	42,635	148	83,788	6 (2)	
岐阜SUV専門店 (岐阜県岐阜市)		32,390	790	812.00 (2,630)	33,415	285	66,881	10 (5)	
豊橋SUV専門店 (愛知県豊橋市)		24,331	-	(3,824.16)	-	402	24,734	10 (5)	
SPORT名古屋アメ車専門店 (愛知県尾張旭市)		39,157	140	(3,027.24)	-	599	39,898	6 (2)	
SPORT岡崎輸入車専門店 (愛知県岡崎市)		43,137	2,446	(3,203.51)	-	15,166	60,751	16 (2)	
UNITED MINICARS (名古屋市名東区)	店舗	35,076	4,236	663.00 (1,378.77)	122,539	5,480	167,333	6	
四日市ミニバン専門店 (三重県四日市市)	整備工場	125,105	857	4,189.92 (833.00)	142,723	12,581	281,267	11 (1)	
四日市SUV専門店 (三重県四日市市)		981	-	(2,238.26)	-	-	981	5 (1)	
SPORT三重MINI専門店 (三重県津市)		106,411	-	2,140.47 (1,614.93)	84,618	4,462	195,491	9 (1)	
浜松SUV専門店 (浜松市西区)		123,820	133	(4,597.35)	4,232	20,779	148,965	13	
緑SUV専門店 (名古屋市緑区)		42,654	-	(3,990.96)	-	30,383	73,037	12	
MEGA SUV春日井店 (愛知県春日井市)		275,684	7,197	(5,330.87)	-	51,522	334,404	25 (3)	
マツハ車検名古屋守山店 (名古屋市守山区)		55,937	103,834	(1,843.4)	-	20,287	180,059	13 (5)	
中川BPセンター (名古屋市中川区)		4,582	1,699	(873.32)	-	1,069	7,351	10 (2)	
春日井BPセンター (愛知県春日井市)		2,082	1,684	(623.68)	-	12,953	16,719	10 (3)	

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産であり、建設仮勘定を含んでおりません。なお、金額に消費税等を含めておりません。

2. 面積の(外書)は、貸借分を示しております。

3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)であります。

4. 当社は、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成31年2月28日現在）

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、最近日現在における重要な設備の新設は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力 (展示可能台数)
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
大府有松インター買取専門店 (愛知県大府市)	店舗設備工場	31,359	31,359	自己資本 及び借入金	平成30. 9	平成30. 12 (注) 3	30台
MEGA 大垣店 (岐阜県大垣市)	店舗設備工場	500,000	331,220	自己資本 及び借入金	平成30. 6	平成31. 10 (注) 4	170台
平成31年9月期 出店予定1店舗	店舗設備工場	750,000	41,645	自己資本 及び増資資金	平成31. 1	平成31. 7	240台

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称については省略しております。
3. 大府有松インター買取専門店の新設については、平成30年12月1日に完了しております。
4. MEGA 大垣店の新設については、店舗設備は平成31年2月2日に完了しておりますが、工場は平成31年10月に完了予定としております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	3,600,000
計	3,600,000

(注) 平成30年12月11日開催の取締役会決議により、平成30年12月28日付で1株につき150株の割合で株式分割を行い、発行可能株式総数は1,192,000株増加し、1,200,000株となっております。また平成30年12月26日開催の定時株主総会において定款の変更を行い、平成30年12月28日付で発行可能株式総数は2,400,000株増加し、3,600,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	900,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	900,000	—	—

(注) 1. 平成30年12月11日開催の取締役会決議により、平成30年12月28日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は894,000株増加し、900,000株となっております。
 2. 平成30年12月26日開催の定時株主総会決議により、平成30年12月28日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	平成30年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 39
新株予約権の数(個) ※	322 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 322 [48,300] (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	44,000 [294] (注) 2、4
新株予約権の行使期間 ※	自平成32年10月1日 至平成37年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 44,000 [294] 資本組入額 22,000 [147] (注) 4
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 最近事業年度の末日（平成30年9月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成31年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、当社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。
- (2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- (3) その他の条件は、取締役会の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 平成30年12月11日開催の取締役会決議により、平成30年12月28日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成30年9月29日 (注) 1.	5,400	6,000	-	30,000	-	-
平成30年12月28日 (注) 2.	894,000	900,000	-	30,000	-	-

(注) 1. 株式分割（1：10）によるものであります。

2. 株式分割（1：150）によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

平成31年2月28日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	1	-	-	1	2	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	4,500	-	-	4,500	9,000	-
所有株式数の割 合（%）	-	-	-	50.0	-	-	50.0	100	-

(5) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成31年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式900,000	9,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	900,000	-	-
総株主の議決権	-	9,000	-

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、取締役会であります。なお、当社は取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

また、内部留保資金の使途につきましては、事業を拡大させるための資金として投入していくこととしております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株あたり1,500円としております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成30年12月26日 定時株主総会	9,000	1,500

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 6名 女性 一名 (役員のうち女性の比率ー%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長	-	加藤 久統	昭和51年11月16日	平成7年4月 平成14年8月 平成15年2月 平成23年7月	㈱シーアイシー（現 ㈱ファブリカコミュニケーションズ）入社 グッドスピード創業 ㈲グッドスピード（現 当社）設立 代表取締役社長（現任） ㈱グッドサービス代表取締役（合併後消滅会社）	(注) 4	900,000 (注) 6
常務取締役	-	横地 真吾	昭和52年5月18日	平成12年4月 平成17年5月 平成19年3月 平成23年7月 平成29年11月	㈱セントラルファイナンス（現 ㈱セディナ）入社 当社入社 当社取締役営業本部長 ㈱グッドサービス取締役（合併後消滅会社） 当社常務取締役（現任）	(注) 4	-
取締役	営業部長	平松 健太	昭和59年11月27日	平成18年7月 平成27年10月 平成29年7月	当社入社 当社取締役輸入・ミニバン事業部長 当社取締役営業部長（現任）	(注) 4	-
取締役 (常勤監査等委員)	-	三津川 康之	昭和27年2月25日	昭和51年4月 平成23年6月 平成27年6月 平成29年10月 平成30年12月	日本陶器㈱（現 ㈱ノリタケカンパニーリミテド）入社 同社監査役 同社顧問 当社監査役 当社取締役（監査等委員）（現任）	(注) 5	-
取締役 (監査等委員)	-	保坂 憲彦	昭和53年11月29日	平成20年12月 平成24年9月 平成28年9月 平成29年12月 平成30年12月	新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 公認会計士登録 保坂事務所開業 当社監査役 当社取締役（監査等委員）（現任）	(注) 5	-
取締役 (監査等委員)	-	平田 伸男	昭和57年8月23日	平成21年9月 平成22年12月 平成22年12月 平成30年5月 平成30年12月	司法試験合格 弁護士登録 旭合同法律事務所入所 当社監査役 当社取締役（監査等委員）（現任）	(注) 5	-
計							900,000

(注) 1. 平成30年12月26日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 監査等委員である取締役三津川康之、保坂憲彦、平田伸男は、社外取締役であります。

3. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。

委員長 三津川康之、委員 保坂憲彦、委員 平田伸男

なお、三津川康之は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、監査をはじめとした監査等委員会としての機能を果たすためには、監査環境の整備や社内情報を収集して、収集した情報を監査等委員会で共有する必要があるためであります。

4. 平成30年12月26日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

5. 平成30年12月26日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6. 代表取締役社長加藤久統の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社A n e 1 a が所有する株式数を含んでおります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営目標の達成に向けて事業を推進していくと共に、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーの利益を重視した経営を行うことが当社の使命であると考えております。

そのためには、当社事業が安定的かつ永続的な発展を果たすことが不可欠であり、このような発展の基盤となる経営の健全性、透明性及び効率性が確保された体制の整備を進めてまいります。

また、当社代表取締役社長である加藤久統は、支配株主に該当いたします。

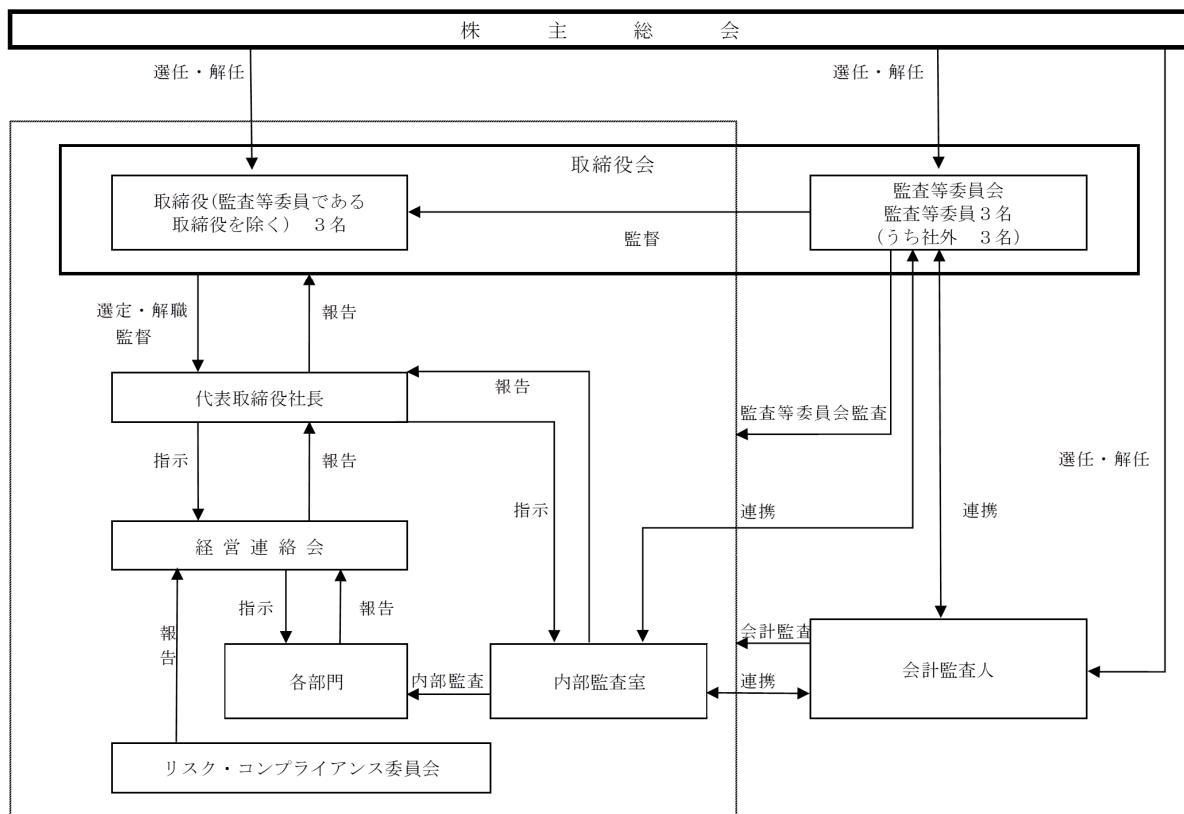
当社では、当該支配株主と取引等を検討する際には、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性等の取引内容について取締役会に議案を上程し、独立役員、監査等委員会の見解を踏まえた上で取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしており、少数株主の利益を害することのないよう努めています。

①企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、平成30年12月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。また、社内の統治体制の構築手段として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。これらの機関が相互連携することによって、経営の健全性・効率性及び透明性が確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

(当社の企業統治体制図)



(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名及び監査等委員である取締役3名の合計6名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会については、原則として毎月1回の定期開催と、必要に応じて随時機動的に開催しております。取締役会では経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。

(b) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員3名（うち常勤監査等委員1名）で構成されており、策定した監査計画に基づき常勤監査等委員が監査を実施、月1回開催される監査等委員会にて報告、協議しております。

なお、常勤監査等委員である三津川康之は、株式会社ノリタケカンパニーリミテドで常勤監査役としての経験を有しております。保坂憲彦は公認会計士、平田伸男は弁護士であり、それぞれ財務及び会計、法務に関する相当程度の知見を有しております。

また、取締役の業務執行の監督機能の充実に努めており、内部監査室および会計監査人と隨時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者間によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

(c) 会計監査人

当社は、監査法人A&Aパートナーズと監査契約を締結しております。

(d) 内部監査室

当社では、監査を担当する部署として内部監査室を設置し、内部監査担当者が専任して、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画書に基づき、当社各部署の業務全般を監査しております。内部監査結果については、内部監査終了後、被監査部門長へ事実確認を行い、その場で内部監査結果について被監査部門長へ報告した後、内部監査報告書を作成し、代表取締役社長に報告しております。改善点については、改善指示として、代表取締役社長名にて被監査部門へ監査結果及び改善事項を通知し、改善状況報告の提出を求め、業務改善を行っております。

(e) 経営連絡会

経営連絡会とは、当社経営の執行機関であり、また経営に関する基本方針、戦略および経営執行に関する重要事項を協議する機関であります。なお、取締役会規程に基づく決議事項は、その協議の概要も含め取締役会に報告され取締役会にて承認します。

経営連絡会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）で構成されており、適宜関係部署担当者も参加しております。原則として月1回の開催でありますが、必要に応じて隨時開催し、迅速かつ適切に対応しております。

なお、会議の運営は経営の根幹をなす業務執行に関わる重要な意思決定プロセスであるという性格を鑑み、監査等委員会による監査機能を強化するために常勤監査等委員が出席し、有効・適切な監査が行なわれるようにしております。

(f) リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、あらゆるリスクを想定し、それに対する管理体制を整備、構築することによって適切なリスク対応を図ります。

リスク・コンプライアンス委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び常勤監査等委員、内部監査担当者で構成されており、適宜関係部署担当者も参加しております。原則として四半期1回の開催でありますが、必要に応じて隨時開催し、迅速かつ適切に対応しております。

四. 当該体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図るため、平成30年12月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。当社が同体制を採用した理由としましては、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く監査等委員会設置会社へ移行することにより、取締役会の監督機能の強化を図り、経営の透明性の確保と効率性の向上を図ることができると考えたためであります。

また、監査等委員会及び内部監査室等による監査体制を整え、内部統制システムの構築・運用状況を監視しております。重要な法律問題及びコンプライアンスに関する事項については、顧問弁護士等と適宜協議し指導を受けております。

ハ. その他の企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システムといたしましては、平成30年12月26日開催の取締役会で次のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」について決議し、全社的な統制環境の一層の整備と統制活動の円滑な推進に努めております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- I 「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、役員・社員への周知徹底を行う。
- II 「コンプライアンス管理規程」を制定し、役員・社員への継続的な教育・研修を実施し、コンプライアンス遵守の意識の醸成を行う。
- III 「内部通報規程」を制定し、問題の早期発見に努める。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- I 「文書管理規程」を制定し、取締役会議事録、稟議書、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理する。
- II 取締役及び監査等委員会は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
- III 各種法令及び証券取引所の適時開示規則に基づき、会社情報を適時適切に開示する。
- IV 個人情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、個人情報を適切に取り扱うため、「個人情報保護規程」を明示させ、周知徹底する。

(c) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- I 「リスク管理規程」を制定し、事業に伴う様々なリスクの把握及び管理に努める。
- II リスク・コンプライアンス委員会において、当社の事業遂行に伴うリスクの見直しや発見及び対抗手段の検討等を行うほか、各部門責任者は、所管部門におけるリスク管理の遂行及び管理を行う。
- III 緊急事態発生の際には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実施等を行い、事態の早期解決に努める。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- I 取締役会は、定款及び「取締役会規程」に基づいて運営し、毎月1回の定期開催に加え、必要に応じて適時臨時に開催する。
- II 「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「稟議規程」を制定し、効率的に職務を遂行する。

(e) 監査等委員がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制及びその使用者の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用者に対する指示の実行性の確保に関する事項

- I 監査等委員が、監査等委員会における審議のうえ、その職務の補助をすべき使用者を要請する場合は、取締役会で協議のうえ、人数及び権限等を決定し、監査等委員の職務を補助するものとして任命する。この場合には当該使用者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保することとし、業務の執行に係る役職を兼任しないこととする。
- II 当該使用者への人事評価・異動については、監査等委員会の同意を得るものとする。

(f) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用者が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- I 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用者は業務又は業務に与える重要な事項については、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。前記にかかわらず、監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用者に対して報告を求めることができることとする。
- II 監査等委員は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、必要事項の報告を求めることができる。

(g) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- I 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、意思の疎通を図る。
- II 監査等委員会は、会計監査人、内部監査担当者と情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保するものとする。

・反社会的勢力排除に向けた体制

(a) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、以下の「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、健全な会社運営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たせず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

- I 当社は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては、断固として拒絶します。
- II 当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、社員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- III 当社は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び、便宜供与は行いません。
- IV 当社は、反社会的勢力による不当請求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- V 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から、法的処置を講じる等、断固たる態度で対応します。

(b) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

I 社内規程の整備

当社は、上記宣言の下、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対策規程」、「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

II 対応管轄部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応管轄部署を人事総務部総務課と定めるとともに、不当要求防止責任者を選任しております。また、平素から外部専門機関と緊密な関係を構築しており、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応管轄部署に報告・相談する体制を整備しております。

III 反社会的勢力排除の対応方法

(1) 新規取引先について

原則として、民間の調査機関を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査しております。取引の開始時には、各種契約書等には「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や、「関係を持った場合」の暴力団排除条項を明記することとしております。

(2) 既取引先等について

通常必要と思われる注意を払うと共に、一定の範囲を対象として、調査・確認を実施しております。

(3) 既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

速やかに取引関係等を解消する体制を取っております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスクの洗い出し、評価、予防を行い、またリスクが顕在化した場合は迅速かつ的確に対応することにより被害を最小限に食い止め、再発を防止し当社の企業価値を保全することと、法令を遵守することを目的に「リスク管理規程」、「コンプライアンス管理規程」を制定し、リスク・コンプライアンス委員会を設置して四半期に1回以上開催を行い、具体的な検討事項を各部門にて対応しております。当社に大きな影響を及ぼすリスクに対しては、リスク・コンプライアンス委員会及び取締役会主導の下、適切な対応を図るべく、組織体制整備の充実に努めております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

非業務執行取締役が職務を行うとき善意でかつ重大な過失がない場合の当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

②内部監査及び監査等委員会監査の状況

内部監査につきましては、内部監査室（人員1名）を設置して臨店調査を主体に各部門における経理および財産保全の適否の監査等を含む会計監査、そして組織、制度および業務運営の適否の監査を含む業務監査を実施し、規程遵守状況を確認しております。

当社は、監査等委員会設置会社であり、月1回又は必要に応じて監査等委員会を開催し、監査等に関する重要な事項についての報告、協議又は決議を行っております。また、常勤監査等委員は、取締役会及び重要な会議に随時出席する他、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び重要な使用人からの報告等の聴取を行っております。

また、監査等委員、内部監査室並びに会計監査人は必要に応じ随時情報交換を行い、相互の連携を高め、会社業務の適法性・妥当性の確保に万全を期しております。

③社外取締役

当社は、監査等委員会設置会社における監査等委員として、社外取締役3名を選任しております。社外取締役を選任するために独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、会社法及び株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしており、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。取締役の三津川康之は、他社において監査役及び顧問を歴任し、その幅広い知見と経験に基づき経営全般の監視・監督を行っております。取締役の保坂憲彦は、公認会計士として、会計及び会社経営に関する専門知識と豊富な経験を有しており、これまでの経験に基づき経営全般の監視・監督を行っております。取締役の平田伸男は、弁護士としての専門的見地から、当社の経営を監視・監督を行っております。

監査等委員会監査と内部監査及び会計監査との相互連携により、情報の共有を積極的に実施し、互いの監査の実効性と効率性の向上を目指しております。なお、当社と社外取締役との間に、人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

④役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役	82,450	77,050	5,400	—	4
社外役員	7,500	7,500	—	—	3

- (注) 1. 取締役の人数および支給額には、平成29年12月27日に退任した取締役1名が含まれております。
2. 当社は、平成30年12月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
3. 社外役員3名は監査役であります。

ロ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額(千円)	対象となる役員の員数(人)	内容
10,640	3	使用人としての給与であります。

※総額および役員の員数には、平成29年12月27日に退任した取締役1名が含まれております。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬の額については、株主総会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員それぞれの報酬等の限度額を決めております。各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、役割、貢献度及び業績等を勘案し取締役会で決定しております。各監査等委員の報酬額は常勤及び非常勤の別、監査業務を勘案し監査等委員会で決定しております。

⑤株式の保有状況

該当事項はありません。

⑥会計監査の状況

当社は、監査法人A&Aパートナーズと監査契約を締結し、会計監査を受けております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は、次のとおりであります。

1. 業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員 公認会計士 齋藤 晃一

業務執行社員 公認会計士 寺田 聰司

継続年数については、両名とも7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名 その他 2名

⑦取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。なお、剰余金の配当の基準日は、期末配当は9月30日、中間配当は3月31日とする旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

また、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

⑧取締役の定数

当社の取締役（監査等委員であるものは除く。）は6名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

⑨取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう旨、また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
11,000	-	13,000	-

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、監査法人より提示された監査計画、監査内容、監査日数等について、当社の規模、業界の特性を勘案して、監査等委員会の同意を得た上で双方協議により決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）及び当事業年度（平成29年10月1日から平成30年9月30日まで）の財務諸表について、監査法人A&Aパートナーズより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成30年10月1日から平成30年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成30年10月1日から平成30年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人A&Aパートナーズによる四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

- (1) 前事業年度（平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）においては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。
- (2) 当事業年度（平成29年10月1日から平成30年9月30日まで）においては、当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。
- (3) 当第1四半期累計期間（平成30年10月1日から平成30年12月31日まで）においては、当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 貢献度を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、専門的な団体等が主催する研修等へ参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年9月30日)	当事業年度 (平成30年9月30日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	1,210,577	1,568,655
売掛金	657,050	472,502
商品	3,025,990	3,884,690
貯蔵品	1,201	1,475
前払金	320,058	531,282
前払費用	50,740	63,729
未収還付法人税等	-	47,972
短期貸付金	33,845	12,551
繰延税金資産	69,313	54,136
その他	38,291	149,834
流动資産合計	<hr/> 5,407,069	<hr/> 6,786,832
固定資産		
有形固定資産		
建物	952,471	1,221,300
減価償却累計額	△200,645	△255,701
建物（純額）	<hr/> ※1 751,825	<hr/> ※1 965,599
構築物	280,402	321,597
減価償却累計額	△127,125	△150,578
構築物（純額）	<hr/> 153,276	<hr/> 171,018
機械及び装置	18,462	27,399
減価償却累計額	△9,242	△11,304
機械及び装置（純額）	<hr/> 9,219	<hr/> 16,094
車両運搬具	125,368	204,018
減価償却累計額	△87,084	△45,178
車両運搬具（純額）	<hr/> 38,284	<hr/> 158,840
工具、器具及び備品	148,145	190,600
減価償却累計額	△70,789	△103,518
工具、器具及び備品（純額）	<hr/> 77,356	<hr/> 87,082
土地	※1 430,532	※1 430,532
リース資産	183,337	222,325
減価償却累計額	△58,656	△89,387
リース資産（純額）	<hr/> 124,680	<hr/> 132,937
建設仮勘定	200,774	152,732
有形固定資産合計	<hr/> 1,785,950	<hr/> 2,114,838
無形固定資産		
ソフトウエア	854	7,737
リース資産	54,608	53,337
その他	28	28
無形固定資産合計	<hr/> 55,491	<hr/> 61,104

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年9月30日)	当事業年度 (平成30年9月30日)
投資その他の資産		
出資金	200	180
保証金	321,348	348,519
長期前払金	6,546	22,947
長期前払費用	13,374	5,727
繰延税金資産	25,191	-
その他	63,965	52,997
投資その他の資産合計	430,625	430,371
固定資産合計	2,272,067	2,606,314
資産合計	7,679,137	9,393,146
負債の部		
流動負債		
買掛金	214,527	378,999
短期借入金	※2 2,842,750	※2 3,975,745
1年内償還予定の社債	38,000	98,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 844,075	※1 755,114
リース債務	52,801	50,336
未払金	52,887	63,257
未払費用	97,043	119,799
未払法人税等	2,225	-
前受金	644,612	856,550
預り金	45,969	45,675
賞与引当金	39,029	43,598
役員賞与引当金	5,400	2,200
その他	67,997	30,049
流動負債合計	4,947,317	6,419,327
固定負債		
社債	109,000	281,000
長期借入金	※1 2,014,338	※1 1,988,952
リース債務	151,133	160,355
資産除去債務	6,301	6,392
長期前受金	99,923	126,375
繰延税金負債	-	13,339
固定負債合計	2,380,696	2,576,414
負債合計	7,328,014	8,995,742

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年9月30日)	当事業年度 (平成30年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
利益剰余金		
利益準備金	-	4,500
その他利益剰余金		
特別償却準備金	30,949	25,568
繰越利益剰余金	290,172	337,335
利益剰余金合計	321,122	367,404
株主資本合計	351,122	397,404
純資産合計	351,122	397,404
負債純資産合計	7,679,137	9,393,146

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(平成30年12月31日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	1,522,419
売掛金	525,818
商品	4,492,152
貯蔵品	1,293
前払金	187,977
前払費用	63,002
未収還付法人税等	19,445
短期貸付金	9,589
その他	181,302
流動資産合計	<u>7,003,002</u>

固定資産

有形固定資産

建物（純額）	※1 968,737
構築物（純額）	178,420
機械及び装置（純額）	15,531
車両運搬具（純額）	211,817
工具、器具及び備品（純額）	86,189
土地	※1 593,463
リース資産（純額）	125,549
建設仮勘定	303,614
有形固定資産合計	<u>2,483,325</u>

無形固定資産

ソフトウェア	7,277
リース資産	48,878
その他	28
無形固定資産合計	<u>56,184</u>

投資その他の資産

出資金	180
保証金	350,940
長期前払金	20,794
長期前払費用	3,927
繰延税金資産	25,946
その他	53,146
投資その他の資産合計	<u>454,935</u>
固定資産合計	<u>2,994,445</u>
資産合計	<u>9,997,448</u>

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(平成30年12月31日)

負債の部

流動負債

買掛金	442,186
短期借入金	※2 4,510,000
1年内償還予定の社債	98,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 800,643
リース債務	46,731
未払金	70,305
未払費用	103,174
前受金	787,998
預り金	37,563
賞与引当金	19,440
その他	14,678
流動負債合計	<hr/> 6,930,721

固定負債

社債	281,000
長期借入金	※1 2,059,642
リース債務	150,086
資産除去債務	6,414
長期前受金	133,014
固定負債合計	<hr/> 2,630,158
負債合計	<hr/> 9,560,880

純資産の部

株主資本

資本金	30,000
利益剰余金	406,568
株主資本合計	<hr/> 436,568
純資産合計	<hr/> 436,568
負債純資産合計	<hr/> 9,997,448

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
売上高	20,253,310	22,751,642
売上原価	※1,※2 17,899,493	※2 19,623,181
売上総利益	2,353,817	3,128,460
販売費及び一般管理費	※3 2,262,240	※3 2,927,950
営業利益	91,576	200,510
営業外収益		
受取利息	1,425	1,131
受取配当金	4	2
受取手数料	51,312	25,251
受取賃貸料	※1 5,870	50
保険金収入	7,180	8,293
助成金収入	6,049	1,607
協賛金収入	5,017	575
その他	16,283	7,692
営業外収益合計	93,143	44,601
営業外費用		
支払利息	79,310	78,587
支払手数料	10,000	14,796
その他	2,207	2,448
営業外費用合計	91,518	95,832
経常利益	93,201	149,280
特別利益		
固定資産売却益	※4 161,737	-
特別利益合計	161,737	-
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	※6 87,029	-
固定資産除売却損	※5 7,527	-
出資金評価損	※7 50,000	-
特別損失合計	144,556	-
税引前当期純利益	110,382	149,280
法人税、住民税及び事業税	2,499	4,291
法人税等調整額	30,994	53,706
法人税等合計	33,493	57,998
当期純利益	76,888	91,281

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成28年10月 1 日 至 平成29年 9月30日)		当事業年度 (自 平成29年10月 1 日 至 平成30年 9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 商品売上原価	※	3,188,874	97.7	3,025,990	97.0
期首商品たな卸高		17,317,084		19,890,788	
当期商品仕入高		20,505,958		22,916,778	
合計		3,025,990		3,884,690	
期末商品たな卸高		17,479,968		19,032,087	
当期商品売上原価		419,525		591,094	
II 経費	※	17,899,493	100.0	19,623,181	100.0
売上原価					

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成28年10月 1 日 至 平成29年 9月30日)	当事業年度 (自 平成29年10月 1 日 至 平成30年 9月30日)
支払手数料 (千円)	400,547	564,313
減価償却費 (千円)	10,947	13,767

【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期累計期間
(自 平成30年10月1日
至 平成30年12月31日)

売上高	6,933,491
売上原価	6,055,429
売上総利益	878,061
販売費及び一般管理費	792,777
営業利益	85,284
営業外収益	
受取利息	262
受取手数料	3,100
保険金収入	3,342
助成金収入	603
協賛金収入	30
その他	1,706
営業外収益合計	9,044
営業外費用	
支払利息	21,382
支払手数料	1,525
その他	0
営業外費用合計	22,908
経常利益	71,420
特別損失	
固定資産除却損	904
特別損失合計	904
税引前四半期純利益	70,515
法人税、住民税及び事業税	7,500
法人税等調整額	14,851
法人税等合計	22,352
四半期純利益	48,163

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					株主資本合計	純資産合計		
	利益剰余金			特別償却準備金	繰越利益剰余金				
	その他利益剰余金	特別償却準備金	繰越利益剰余金						
当期首残高	30,000	-	37,649	206,584	244,233	274,233	274,233		
当期変動額									
特別償却準備金の取崩			△6,699	6,699	-	-	-		
当期純利益				76,888	76,888	76,888	76,888		
当期変動額合計	-	-	△6,699	83,588	76,888	76,888	76,888		
当期末残高	30,000	-	30,949	290,172	321,122	351,122	351,122		

当事業年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					株主資本合計	純資産合計		
	利益剰余金			特別償却準備金	繰越利益剰余金				
	その他利益剰余金	特別償却準備金	繰越利益剰余金						
当期首残高	30,000	-	30,949	290,172	321,122	351,122	351,122		
当期変動額									
特別償却準備金の取崩			△5,380	5,380	-	-	-		
剩余金の配当		4,500		△49,500	△45,000	△45,000	△45,000		
当期純利益				91,281	91,281	91,281	91,281		
当期変動額合計	-	4,500	△5,380	47,162	46,281	46,281	46,281		
当期末残高	30,000	4,500	25,568	337,335	367,404	397,404	397,404		

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	110,382	149,280
減価償却費	184,827	213,981
賞与引当金の増減額（△は減少）	4,169	4,569
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	5,400	△3,200
受取利息及び受取配当金	△1,429	△1,133
支払利息	79,310	78,587
固定資産除売却損益（△は益）	△154,210	-
出資金評価損	50,000	-
抱合せ株式消滅差損益（△は益）	87,029	-
売上債権の増減額（△は増加）	100,591	184,547
たな卸資産の増減額（△は増加）	162,677	△858,974
前払金及び長期前払金の増減額（△は増加）	△28,282	△227,624
仕入債務の増減額（△は減少）	△218,109	164,472
前受金及び長期前受金の増減額（△は減少）	△20,003	238,390
未払費用の増減額（△は減少）	33,233	22,443
未払消費税等の増減額（△は減少）	49,267	△160,615
その他	36,235	10,056
小計	481,089	△185,218
利息及び配当金の受取額	1,423	2,665
利息の支払額	△80,093	△80,969
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	30,483	△54,489
営業活動によるキャッシュ・フロー	432,903	△318,011
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△7,900	△8,402
有形固定資産の取得による支出	△439,460	△469,619
有形固定資産の売却による収入	758,936	-
無形固定資産の取得による支出	-	△7,942
保証金の支払いによる支出	△101,531	△34,520
保証金の払戻しによる収入	5,303	3,220
保険積立金の積立による支出	△5,408	△3,633
貸付金の回収による収入	-	21,294
出資金の払込による支出	△50,000	-
出資金の回収による収入	-	20
その他	△1,701	14,691
投資活動によるキャッシュ・フロー	158,238	△484,892
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△484,060	1,132,995
長期借入れによる収入	1,985,000	790,000
長期借入金の返済による支出	△1,131,477	△904,346
リース債務の返済による支出	△48,340	△53,068
社債の発行による収入	-	300,000
社債の償還による支出	△117,000	△68,000
配当金の支払額	-	△45,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	204,122	1,152,580
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	795,264	349,675
現金及び現金同等物の期首残高	336,298	1,141,557
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の增加額	9,994	-
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,141,557	※ 1,491,233

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備）及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～47年

構築物 10～45年

機械及び装置 11～15年

車両運搬具 3～6年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

(3) ヘッジ方針

金利変動のリスク負担の適正化に限定しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備）及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～47年
構築物	10～45年
機械及び装置	11～15年
車両運搬具	3～6年
工具、器具及び備品	3～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

(3) ヘッジ方針

金利変動のリスク負担の適正化に限定しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

前事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

当事業年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年9月30日)	当事業年度 (平成30年9月30日)
建物	183,274千円	216,464千円
土地	425,931千円	425,931千円
計	609,205千円	642,395千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年9月30日)	当事業年度 (平成30年9月30日)
1年内返済予定の長期借入金	35,448千円	36,448千円
長期借入金	388,058千円	351,610千円
計	423,506千円	388,058千円

※2 財務制限条項

前事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

株式会社みずほ銀行とのコミットメントライン契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、コミットメント期間が終了し、かつ借入人が貸付金およびエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、次の各号を遵守することを確約する。

- ・平成29年9月期決算の末日における貸借対照表上の純資産の部の金額を平成28年9月期決算末日における貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。
- ・平成29年9月期決算における損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。
- ・本契約締結日以降、以下の(a)および(b)の各時点における在庫回転月数が4.5月を超過しないこと

(a) 各基準日月の末日における在庫回転月数

(b) 上記(a)が4.5月を超過した場合、当該基準月の翌月末日における在庫回転月数

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、平成29年9月30日におけるコミットメントライン契約による借入金残高は、短期借入金2,000,000千円であります。

当事業年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

株式会社みずほ銀行とのコミットメントライン契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、コミットメント期間が終了し、かつ借入人が貸付金およびエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、次の各号を遵守することを確約する。

- ・平成30年9月期決算の末日における貸借対照表上の純資産の部の金額を平成29年9月期決算末日における貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。
- ・平成30年9月期決算における損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。
- ・本契約締結日以降、以下の(a)および(b)の各時点における在庫回転月数が2ヶ月連続して3.5月を超過しないこと

(a) 各基準日月の末日における在庫回転月数

(b) 上記(a)が3.5月を超過した場合、当該基準月の翌月末日における在庫回転月数

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、平成30年9月30日におけるコミットメントライン契約による借入金残高は、短期借入金1,800,000千円であります。

株式会社北陸銀行とのコミットメントライン契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ借入人が貸出人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、次の各号を遵守することを確約する。

- ・各年度の本決算の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額を、その直前期の末日の単体の貸借対照表の純資産の部の金額の80%相当額以上に維持すること。
- ・各年度の本決算期における単体の損益計算書における経常損益が損失とならないこと。
- ・以下の(a)及び(b)の各時点における在庫回転月数が3.5月を超過しないこと

(a) 各四半期末（3月、6月、9月、12月）における在庫回転月数

(b) 上記(a)が3.5月を超過した場合、当該基準月の翌月末日における在庫回転月数

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、平成30年9月30日におけるコミットメントライン契約による借入金残高は、短期借入金200,000千円であります。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引にかかるものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
関係会社への売上原価	105,696千円	- 千円
関係会社からの受取賃貸料	1,285千円	- 千円

※2 通常の販売目的で保有するたな資産の収益性の低下に伴う簿価切下額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
売上原価	8,834千円	4,587千円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
給料及び手当	732,454千円	980,963千円
賞与引当金繰入額	39,029千円	43,598千円
役員賞与引当金繰入額	5,400千円	2,200千円
減価償却費	173,880千円	200,214千円
賃借料	279,363千円	389,094千円
広告宣伝費	53,361千円	142,517千円
販売促進費	205,215千円	253,682千円

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
建物	160,709千円	- 千円
車両運搬具	1,027千円	- 千円
計	161,737千円	- 千円

※5 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
土地	7,464千円	- 千円
工具、器具及び備品	63千円	- 千円
計	7,527千円	- 千円

※6 抱合せ株式消滅差損

前事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

抱合せ株式消滅差損87,029千円は、当社の100%子会社であった株式会社グッドサービスを吸収合併したことによるものであります。

当事業年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

該当事項はありません。

※7 出資金評価損

前事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

出資金評価損50,000千円は、出資金50,000千円が全額回収不能となったことによるものであります。

当事業年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	600	-	-	600
合計	600	-	-	600

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年12月27日 定時株主総会	普通株式	45,000	利益剰余金	75,000	平成29年9月30日	平成29年12月28日

当事業年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	600	5,400	-	6,000
合計	600	5,400	-	6,000

（注）普通株式の発行済株式総数の増加5,400株は株式分割によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年12月27日 定時株主総会	普通株式	45,000	75,000	平成29年9月30日	平成29年12月28日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年12月26日 定時株主総会	普通株式	9,000	利益剰余金	1,500	平成30年9月30日	平成30年12月27日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成28年10月 1 日 至 平成29年 9月 30日)	当事業年度 (自 平成29年10月 1 日 至 平成30年 9月 30日)
現金及び預金勘定	1,210,577千円	1,568,655千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△69,019千円	△77,422千円
現金及び現金同等物	1,141,557千円	1,491,233千円

(リース取引関係)

前事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、店舗における点検設備（機械及び装置）、商品運搬用の積車（車両運搬具）であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウエアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、店舗における点検設備（機械及び装置）、商品運搬用の積車（車両運搬具）であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウエアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

前事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用を行っており、また、資金調達についても主として銀行借入により行う方針であります。

デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

保証金は、主に当社の店舗出店に伴う賃貸借契約に基づくもので、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

社債、借入金及びリース債務は、主に運転資金または設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で19年であります。このうち一部は、変動金利であり金利の変動リスクに晒されておりますが、借入金の一部について、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を行っております。

デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であり、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価等については、前述の「重要な会計方針 4. ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

保証金は、定期的に取引先企業等の財務状態等を把握しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

社債及び借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場金利の動向に応じて固定金利での借入れに切り替えることによりそのリスクを回避しております。また、借入金に係る金利の変動リスクを抑制するために、借入金の一部について、金利スワップ取引を実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、経理・財務課が適時に資金繰り計画を作成するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,210,577	1,210,577	-
(2) 売掛金	657,050	657,050	-
(3) 保証金	321,348	302,942	△18,405
資産計	2,188,976	2,170,570	△18,405
(1) 買掛金	214,527	214,527	-
(2) 短期借入金	2,842,750	2,842,750	-
(3) 社債（※1）	147,000	148,040	1,040
(4) 長期借入金（※2）	2,858,413	2,855,678	△2,734
(5) リース債務（※3）	203,934	202,572	△1,361
(6) 未払金	52,887	52,887	-
(7) 未払費用	97,043	97,043	-
負債計	6,416,555	6,413,499	△3,056
デリバティブ取引	-	-	-

（※1）社債については1年内償還予定分を含めております。

（※2）長期借入金については1年内返済予定分を含めております。

（※3）リース債務については流動負債と固定負債の合計であります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 保証金

時価については、将来キャッシュ・フローを国債利回り等、合理的に見積もられる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(6) 未払金、(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債、(4) 長期借入金、(5) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規発行・借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成29年9月30日)
出資金	200

出資金については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,210,577	—	—	—
売掛金	657,050	—	—	—
合計	1,867,627	—	—	—

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	2,842,750	—	—	—	—	—
社債	38,000	38,000	71,000	—	—	—
長期借入金	844,075	559,641	450,554	296,798	216,027	491,318
リース債務	52,801	38,743	31,007	24,248	20,067	37,068
合計	3,777,626	636,384	552,561	321,046	236,094	528,386

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用を行っており、また、資金調達については主として銀行借入により行う方針であります。

デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

保証金は、主に当社の店舗出店に伴う賃貸借契約に基づくもので、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

社債、借入金及びリース債務は、主に運転資金または設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で19年であります。このうち一部は、変動金利であり金利の変動リスクに晒されておりますが、借入金の一部について、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を行っております。

デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であり、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価等については、前述の「重要な会計方針4.ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

保証金は、定期的に取引先企業等の財務状態等を把握しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

社債及び借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場金利の動向に応じて固定金利での借入れに切り替えることによりそのリスクを回避しております。また、借入金に係る金利の変動リスクを抑制するために、借入金の一部について、金利スワップ取引を実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、経理・財務課が適時に資金繰り計画を作成するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,568,655	1,568,655	-
(2) 売掛金	472,502	472,502	-
(3) 保証金	348,519	327,574	△20,945
資産計	2,389,677	2,368,732	△20,945
(1) 買掛金	378,999	378,999	-
(2) 短期借入金	3,975,745	3,975,745	-
(3) 社債（※1）	379,000	379,626	626
(4) 長期借入金（※2）	2,744,067	2,742,028	△2,038
(5) リース債務（※3）	210,691	207,255	△3,436
(6) 未払金	63,257	63,257	-
(7) 未払費用	119,799	119,799	-
負債計	7,871,560	7,866,712	△4,848
デリバティブ取引	-	-	-

（※1）社債については1年内償還予定分を含めております。

（※2）長期借入金については1年内返済予定分を含めております。

（※3）リース債務については流動負債と固定負債の合計であります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 保証金

時価については、将来キャッシュ・フローを国債利回り等、合理的に見積もられる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(6) 未払金、(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債、(4) 長期借入金、(5) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規発行・借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成30年9月30日)
出資金	180

出資金については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,568,655	—	—	—
売掛金	472,502	—	—	—
合計	2,041,157	—	—	—

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	3,975,745	—	—	—	—	—
社債	98,000	81,000	110,000	60,000	30,000	—
長期借入金	755,114	623,341	447,365	299,005	107,618	511,623
リース債務	50,336	42,115	35,622	30,006	22,410	30,200
合計	4,879,195	746,456	592,987	389,011	160,028	541,823

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（平成29年9月30日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(金利関連)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払 固定	長期借入金	175,000	165,000	(注)

(注) 金利スワップは、特例処理によっており、ヘッジ対象とされている長期借入金と一緒にとして処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当事業年度（平成30年9月30日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(金利関連)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払 固定	長期借入金	345,000	295,000	(注)

(注) 金利スワップは、特例処理によっており、ヘッジ対象とされている長期借入金と一緒にとして処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	—

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成30年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 39名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 48,300株
付与日	平成30年9月30日
権利確定条件	付与日（平成30年9月30日）以降、権利確定日（平成32年10月1日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自平成30年9月30日至平成32年10月1日
権利行使期間	自平成32年10月1日至平成37年9月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年12月28日付株式分割（普通株式1株につき150株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成30年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

		平成30年ストック・オプション
権利確定前	(株)	
前事業年度末		—
付与		48,300
失効		—
権利確定		—
未確定残		48,300
権利確定後	(株)	
前事業年度末		—
権利確定		—
権利行使		—
失効		—
未行使残		—

(注) 平成30年12月28日付株式分割（普通株式1株につき150株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

		平成30年ストック・オプション
権利行使価格	(円)	294
行使時平均株価	(円)	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—

(注) 平成30年12月28日付株式分割（普通株式1株につき150株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、類似会社比準方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度（平成29年9月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度 (平成29年9月30日)	
繰延税金資産	
繰越欠損金	31,551千円
賞与引当金	13,504
役員賞与引当金	1,868
前受金	76,509
減価償却超過額	4,011
資産除去債務	4,585
出資金評価損	17,150
その他	11,069
繰延税金資産小計	160,249
評価性引当額	△27,040
繰延税金資産計	133,208
繰延税金負債	
特別償却準備金	△16,189
前払金	△19,375
資産除去債務に対応する除去費用	△1,840
その他	△1,298
繰延税金負債計	△38,704
繰延税金資産の純額	94,504

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

当事業年度 (平成29年9月30日)	
流动資産	
繰延税金資産	69,313千円
固定資産	
繰延税金資産	25,191千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度 (平成29年9月30日)	
法定実効税率	34.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.2%
住民税均等割	2.3%
評価性引当額の増減	△6.6%
その他	△2.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.3%

当事業年度（平成30年9月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度
(平成30年9月30日)

繰延税金資産	
繰越欠損金	43,330千円
賞与引当金	14,954
役員賞与引当金	754
前受金	4,762
減価償却超過額	3,459
資産除去債務	4,919
出資金評価損	17,150
その他	4,915
繰延税金資産計	94,246
評価性引当額	△27,161
繰延税金資産計	67,085
繰延税金負債	
特別償却準備金	△13,361
前払金	△2,424
資産除去債務に対応する除去費用	△1,777
その他	△8,723
繰延税金負債計	△26,287
繰延税金資産の純額	40,797

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

当事業年度
(平成30年9月30日)

流動資産	
繰延税金資産	54,136千円
固定負債	
繰延税金負債	13,339千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度
(平成30年9月30日)

法定実効税率	34.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.3%
住民税均等割	2.9%
評価性引当額の増減	0.1%
その他	△1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.9%

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

共通支配下の取引等

当社は、平成29年2月1日開催の臨時株主総会において、当社の100%子会社である株式会社グッドサービスを吸収合併することを決議し、平成29年7月1日付で同社を吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社グッドサービス

事業の内容 中古車関連事業

(2) 企業結合日

平成29年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式

(4) 結合後企業の名称

株式会社グッズスピード

(5) その他取引の概要に関する事項

本合併は、当社グループにおける事業再編の一環として、経営資源の集中と組織運営の強化及び効率化を図ることを目的としています。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理を行っています。

当事業年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗の定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の契約期間及び建物の耐用年数と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	
期首残高	4,461千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,726
時の経過による調整額	113
期末残高	6,301

当事業年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗の定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の契約期間及び建物の耐用年数と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)	
期首残高	6,301千円
時の経過による調整額	90
期末残高	6,392

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当社は、主に自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

当社は、主に自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成28年10月 1 日 至 平成29年 9 月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年10月 1 日 至 平成30年 9 月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成28年10月 1 日 至 平成29年 9 月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年10月 1 日 至 平成30年 9 月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成28年10月 1 日 至 平成29年 9 月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年10月 1 日 至 平成30年 9 月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 グッドサービス	名古屋市東区	5,000	自動車の点検、整備	(所有) 直接 100.0	修理保証の代行 役員の兼任	保証修理	105,696	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記の金額には消費税等が含まれておりません。
2. 取引金額は市場価格を参考に決定しております。
3. 当社は、平成29年7月1日に株式会社グッドサービスを吸収合併しております。

(イ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び個人主要株主	加藤 久統	-	-	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接50.0 間接50.0	資金の貸付 利息の受取 銀行借入に対する債務被保証 不動産賃貸借契約に対する連帶被保証 （注）4 オークション会社との契約に対する連帶被保証 （注）5	資金の貸付 （注）2	-	短期貸付金	33,845
							利息の受取	463	その他	1,311
							銀行借入に対する債務被保証 （注）3	361,401	-	-
							不動産賃貸借契約に対する連帶被保証 （注）4	-	-	-
							オークション会社との契約に対する連帶被保証 （注）5	-	-	-
役員の近親者	加藤 由佳	-	-	-	-	債務被保証	オークション会社との契約に対する連帶被保証 （注）5	-	-	-
役員の近親者	加藤 晴弘	-	-	-	-	債務被保証	オークション会社との契約に対する連帶被保証 （注）5	-	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記の金額には消費税等が含まれておりません。
2. 資金の貸付については、市場金利等を勘案して合理的に条件を決定しております。なお、担保は受け入れおりません。
3. 当社の銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
4. 当社の不動産賃貸借契約に対して連帶保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
5. 当社のオークション会社との契約に対して連帶保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

当事業年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

(ア) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び個人主要株主	加藤 久統	-	-	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接50.0 間接50.0	貸付金の回収 (注) 2	貸付金の回収 (注) 2	33,845	-	-
							利息の受取	220	-	-
						債務被保証	銀行借入に対する債務被保証 (注) 3	47,523	-	-
							不動産賃貸借契約に対する連帯被保証 (注) 4	-	-	-
							オークション会社との契約に対する連帯被保証 (注) 5	-	-	-
役員の近親者	加藤 由佳	-	-	-	-	債務被保証	オークション会社との契約に対する連帯被保証 (注) 5	-	-	-
役員の近親者	加藤 晴弘	-	-	-	-	債務被保証	オークション会社との契約に対する連帯被保証 (注) 5	-	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記の金額には消費税等が含まれておりません。
2. 平成30年4月26日をもって元利金は一括返済されております。
3. 当社の銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
4. 当社の不動産賃貸借契約に対して連帯保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
5. 当社のオークション会社との契約に対して連帯保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(1 株当たり情報)

前事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
1 株当たり純資産額	390.14円
1 株当たり当期純利益金額	85.43円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、平成30年9月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を、平成30年12月28日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりあります。

	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
当期純利益金額(千円)	76,888
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	76,888
普通株式の期中平均株式数(株)	900,000

当事業年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
1 株当たり純資産額	441.56円
1 株当たり当期純利益金額	101.42円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、平成30年9月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を、平成30年12月28日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりあります。

	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
当期純利益金額(千円)	91,281
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	91,281
普通株式の期中平均株式数(株)	900,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかつた潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数322個)。 なお、新株予約権の概要是「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、平成30年12月11日開催の取締役会決議に基づき、平成30年12月28日付で株式分割を行うとともに、平成30年12月26日開催の定時株主総会決議に基づき、平成30年12月28日付で定款の一部を変更して単元株制度を導入しております。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げるにより、より一層投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成30年12月27日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式1株につき150株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	6,000株
②今回の分割により増加する株式数	894,000株
③株式分割後の発行済株式総数	900,000株
④株式分割後の発行可能株式総数	3,600,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成30年12月28日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」に与える影響については、当該箇所に記載しております。

3. 単元株制度の導入

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(四半期貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

当第1四半期会計期間 (平成30年12月31日)	
建物	211,700千円
土地	425,931千円
計	637,631千円

担保付債務は、次のとおりであります。

当第1四半期会計期間 (平成30年12月31日)	
1年内返済予定の長期借入金	36,448千円
長期借入金	342,748千円
計	379,196千円

※2 財務制限条項

当第1四半期会計期間（平成30年12月31日）

株式会社みずほ銀行とのコミットメントライン契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、コミットメント期間が終了し、かつ借入人が貸付金およびエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、次の各号を遵守することを確約する。

- ・平成31年9月期決算の末日における貸借対照表上の純資産の部の金額を平成29年9月期決算末日における貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。
- ・平成31年9月期決算における損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。
- ・本契約締結日以降、以下の(a)および(b)の各時点における在庫回転月数が2ヶ月連續して3.5月を超過しないこと

(a) 各基準月の末日における在庫回転月数

(b) 上記(a)が3.5月を超過した場合、当該基準月の翌月末日における在庫回転月数

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他契約に基づき、借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、平成30年12月31日におけるコミットメントライン契約による借入金残高は、短期借入金2,480,000千円であります。

株式会社北陸銀行とのコミットメントライン契約に付された財務制限条項

借入人は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ借入人が貸出人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、次の各号を遵守することを確約する。

- ・各年度の本決算の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額を、その直前期の末日の単体の貸借対照表の純資産の部の金額の80%相当額以上に維持すること。
- ・各年度の本決算期における単体の損益計算書における経常損益が損失とならないこと。
- ・以下の(a)及び(b)の各時点における在庫回転月数が3.5月を超過しないこと

(a) 各四半期末（3月、6月、9月、12月）における在庫回転月数

(b) 上記(a)が3.5月を超過した場合、当該基準月の翌月末日における在庫回転月数

上記のいずれかの条項に抵触した場合、直ちに貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき借入人が支払義務を負担する全ての金員を支払う可能性があります。なお、平成30年12月31日におけるコミットメントライン契約による借入金残高は、短期借入金200,000千円であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間
(自 平成30年10月1日
至 平成30年12月31日)

減価償却費	50,495千円
-------	----------

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間（自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年12月26日 定時株主総会	普通株式	9,000	1,500	平成30年9月30日	平成30年12月27日	利益剰余金

(注) 平成30年12月28日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日）

当社は、主に自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期累計期間 (自 平成30年10月 1 日 至 平成30年12月 31 日)
1 株当たり四半期純利益金額	53円52銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額（千円）	48,163
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	48,163
普通株式の期中平均株式数（株）	900,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
 2. 当社は、平成30年12月28日付で普通株式 1 株につき150株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	952,471	268,829	-	1,221,300	255,701	55,106	965,599
構築物	280,402	41,195	-	321,597	150,578	22,733	171,018
機械及び装置	18,462	8,936	-	27,399	11,304	2,062	16,094
車両運搬具	125,368	78,650	-	204,018	45,178	32,702	158,840
工具、器具及び備品	148,145	42,455	-	190,600	103,518	35,702	87,082
リース資産	183,337	38,988	-	222,325	89,387	34,532	132,937
建設仮勘定	200,774	145,955	193,997	152,732	-	-	152,732
土地	430,532	-	-	430,532	-	-	430,532
有形固定資産計	2,339,494	625,010	193,997	2,770,507	655,669	182,839	2,114,838
無形固定資産							
ソフトウェア	1,250	7,942	-	9,192	1,454	1,058	7,737
リース資産	110,419	20,838	-	131,257	77,919	18,307	53,337
その他	28	-	-	28	-	-	28
無形固定資産計	111,698	28,780	-	140,478	79,374	19,366	61,104
長期前払費用	13,374	-	-	13,374	-	7,646	5,727

(注) 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

(增加)

M E G A S U V 春日井店 建物 261,333千円

M E G A 大垣店 建設仮勘定 139,284千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第2回無担保社債	平成25年2月25日	50,000	50,000	0.76	なし	平成32年2月25日
第3回無担保社債	平成25年3月25日	37,000	23,000 (14,000)	0.56	なし	平成32年3月25日
第5回無担保社債	平成27年1月30日	35,000	21,000 (14,000)	0.40	なし	平成32年1月30日
第6回無担保社債	平成27年3月13日	25,000	15,000 (10,000)	0.61	なし	平成32年3月25日
第7回無担保社債	平成30年3月9日	-	270,000 (60,000)	0.30	なし	平成35年3月9日
合計	-	147,000	379,000 (98,000)	-	-	-

(注) 1. ()内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
98,000	81,000	110,000	60,000	30,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,842,750	3,975,745	1.2	-
1年以内に返済予定の長期借入金	844,075	755,114	1.5	-
1年以内に返済予定のリース債務	52,801	50,336	-	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	2,014,338	1,988,952	1.5	平成31年～平成46年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	151,133	160,355	-	平成31年～平成38年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	5,905,097	6,930,503	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	42,115	35,622	30,006	22,410
長期借入金	623,341	447,365	299,005	107,618

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	39,029	43,598	39,029	-	43,598
役員賞与引当金	5,400	2,200	5,400	-	2,200

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	15,764
預金	
普通預金	1,475,469
定期預金	77,422
小計	1,552,891
合計	1,568,655

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
㈱ジャックス	329,969
㈱ユー・エス・エス	35,609
㈱オークネット	7,650
㈱USS-R名古屋	3,682
㈱JU岐阜羽島オートオークション	939
その他	94,650
合計	472,502

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日)
					$\frac{(A) + (D)}{2}$
657,050	34,762,485	34,947,033	472,502	98.7	6 $\frac{(B)}{365}$

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

八. 商品

品目	金額(千円)
車両	3,857,980
部品	26,710
合計	3,884,690

二. 貯蔵品

区分	金額(千円)
収入印紙	744
切手	727
金券	4
合計	1,475

ホ. 前払金

区分	金額(千円)
車両	423,668
ワランティ	107,614
合計	531,282

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額(千円)
㈱プライムアシスタンス	40,078
イスコジャパン㈱	30,988
名陽電機㈱	24,118
㈱オーネット	20,233
博宝運輸㈱	13,345
その他	250,235
合計	378,999

ロ. 前受金

区分	金額(千円)
車両	377,266
ワランティ	343,957
メンテナンスパック	135,327
合計	856,550

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 https://goodspeed-group.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 株式取扱規程の定めるところにより、株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成29年 4月5日	加藤 久統	愛知県名古屋市東区	特別利害関係者等（当社の代表取締役社長、大株主上位10名）	株式会社 Anela 代表取締役 加藤 由佳	愛知県名古屋市東区泉二丁目13番10号	特別利害関係者等（当社の代表取締役社長により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名）	300	111,345,000 (371,150) (注)4.	所有者の事情による

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成28年10月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社

4. 移動価格は、類似業種比準方式と純資産価額方式の併用により算出した価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。

5. 平成30年9月12日開催の取締役会決議により、平成30年9月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割、また、平成30年12月11日開催の取締役会決議により、平成30年12月28日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	平成30年9月30日
種類	第1回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 322株
発行価格	44,000円 (注) 3
資本組入額	22,000円
発行価額の総額	14,168,000円
資本組入額の総額	7,084,000円
発行方法	平成30年9月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成30年9月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格は、類似業種比準方式と純資産価額方式の併用によって算出された価格を参考に決定した価格であります。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

新株予約権	
行使時の払込金額	44,000円
行使期間	平成32年10月1日から 平成37年9月30日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

5. 平成30年12月11日開催の取締役会決議により、平成30年12月28日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。なお、当該株式分割により、「発行数」は48,300株、「発行価格」は294円、「資本組入額」は147円、「行使時の払込金額」は294円にそれぞれ調整されております。

2 【取得者の概況】

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
横地 真吾	愛知県名古屋市千種区	会社役員	125	5,500,000 (44,000)	特別利害関係者等 (当社の常務取締役)
平松 健太	愛知県岩倉市	会社役員	38	1,672,000 (44,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
大崎 勝士	愛知県名古屋市北区	会社員	13	572,000 (44,000)	当社の従業員
塗 利樹	愛知県尾張旭市	会社員	10	440,000 (44,000)	当社の従業員
松井 靖幸	愛知県名古屋市中村区	会社員	10	440,000 (44,000)	当社の従業員

- (注) 1. 平成30年12月11日開催の取締役会決議により、平成30年12月28日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格（単価）は株式分割前の割当株数及び価格（単価）で記載しております。
2. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）36名、割当株式の総数126株に関する記載は省略しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
加藤 久統 (注) 1、2	愛知県名古屋市東区	450,000	47.45
株式会社Anela (注) 2、3	愛知県名古屋市東区泉二丁目13番10号	450,000	47.45
横地 真吾 (注) 4	愛知県名古屋市千種区	18,750 (18,750)	1.98 (1.98)
平松 健太 (注) 5	愛知県岩倉市	5,700 (5,700)	0.60 (0.60)
大崎 勝士 (注) 6	愛知県名古屋市北区	1,950 (1,950)	0.21 (0.21)
塗 利樹 (注) 6	愛知県尾張旭市	1,500 (1,500)	0.16 (0.16)
松井 靖幸 (注) 6	愛知県名古屋市中村区	1,500 (1,500)	0.16 (0.16)
所有株式数 900株 7名	—	6,300 (6,300)	0.66 (0.66)
所有株式数 450株 26名	—	11,700 (11,700)	1.23 (1.23)
所有株式数 300株 3名	—	900 (900)	0.09 (0.09)
計	—	948,300 (48,300)	100.00 (5.09)

- (注) 1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)
 2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
 3. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
 4. 特別利害関係者等(当社の常務取締役)
 5. 特別利害関係者等(当社の取締役)
 6. 当社の従業員
 7. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
 8. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成31年3月15日

株式会社グッドスピード

取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ

指定社員 公認会計士 齋藤 晃一 
業務執行社員

指定社員 公認会計士 寺田 聰司 
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グッドスピードの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グッドスピードの平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年3月15日

株式会社グッドスピード

取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ

指定社員 公認会計士 齋藤 晃一 
業務執行社員

指定社員 公認会計士 寺田 聰司 
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グッドスピードの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グッドスピードの平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年12月11日開催の取締役会決議に基づき、平成30年12月28日付で株式分割を行うとともに、平成30年12月26日開催の定期株主総会決議に基づき、平成30年12月28日付で定款の一部を変更して単元株制度を導入している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年3月15日

株式会社グッドスピード

取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ

指定社員 公認会計士 齋藤 晃一 
業務執行社員

指定社員 公認会計士 寺田 聰司 
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社グッドスピードの平成30年10月1日から平成31年9月30日までの第17期事業年度の第1四半期会計期間（平成30年10月1日から平成30年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成30年10月1日から平成30年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社グッドスピードの平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。



SUVといえば

GOOD SPEED®